

太史公節生、陸賈の事跡を論贊して曰はく、「世間の節生の事傳へたる書物には、多く漢王已に秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より買ひ受けたる三秦の地を乘り取りたまひて、東の方項籍を撃ちたまひて、軍勢を鞏と洛との間に引き連れ往きたまひし時、節生儒者の著物を身に纏ひて、往きて漢王に説けりといへれど、是れは間違ひたることなり、沛公のまだ函谷關へ打ち入りたまはずして、項羽と別かれ、陳留の高陽郷へ至りたまひし時より、既に節生及び節商の兄弟を手に入れたまひしなり、

今讀陸生新語書十二篇、固當世之辯士、至平原君子與余善、是以得具論之、

今、陸生の新語の書物十二篇を讀みて見たるに、陸生は、言ふまでもなく、其の頃の世の辯士なること分かりたり、彼の何奴に使ひして、項羽を罵りて死にたる平原君の子に至りて、余れと中善く交はりたれば、其の御蔭にて、陸生及び平原君の事を委しく論ずることを得たりし、

傳斬蒯成列傳第三十八

陽陵侯傅寬、以魏五大夫騎將從爲舍人、起橫陽、從攻安陽、杠里、擊趙賁軍於開封、及擊楊熊、曲遇、陽武、斬首十二級、賜爵卿、從至霸上、沛公立爲漢王、漢王賜寬封號共德君、

陽陵侯の傳は、魏の五大夫騎將の身分をもつて、沛公の御供をして、舍人となりて、魏の横陽といふ邑より起りけり、それより、沛公の御供をして、安陽と杠里との兩地を攻め、趙賁の軍勢を開封の地に撃ち、及び楊熊を曲遇と陽武との兩地に撃ちて、敵の首を討ち取ること十二級なりければ、卿の爵を賜ひけり、それより、沛公の御供をして、函谷關へ打ち入りて、霸上の地へ至りしに、沛公立ちて漢王となりたまひて、漢王傳寫に封邑を賜ひて、共德君と號せしめられけり、

從入漢中、遷爲右騎將、從定三秦、賜食邑雕陰、從擊項籍、待懷、賜

爵通德侯、從擊項冠、周蘭、龍且、所將卒斬騎將一人、赦下益食邑、

〔三秦〕……解は、張耳、陳餘の傳に見えたり、

それより、漢王の御供をして、漢中へ入りて、遷りて右騎將となりけり、それより、漢王の御供をして、秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より買ひ受けたる三秦の地を平定しければ、食邑を雕陰縣に賜ひけり、それより、漢王の御供をして、項籍を撃ちて、漢王の御出でを懐の地に待ち受け、れば、通德侯の爵を賜ひけり、それより、漢王の御供をして、項籍の將の項冠、周蘭、龍且の三人を撃ちて、其の引き連れたる兵卒、敵の騎將一人を赦倉の下に討ち取りければ、食邑を増せられけり、

屬淮陰、擊破齊、歷下軍、擊田解、屬相國參、殘博、益食邑、因定齊地、剖符世世勿絕、封爲陽陵侯、二千六百戶、除前所食、

〔殘〕……城邑を破壊するなり、〔剖符〕……諸侯とする證據の剖符を二つに分けて、其の半分を天子の手に置き、半分を諸侯に渡すなり、

それより、淮陰侯の韓信の手に附屬して、齊の歴下に陣取りたる軍勢を撃ち破り、進みて齊の將の田解を撃ち、又相國の曹參の手に屬して、博縣の城邑を破壊しければ、食邑を増せられけり、それより、引き續きて、齊の地を平定しければ、諸侯とする證據の剖符を二つに分けて、其の半分を主上の御手に置き、半分を傳寫に渡されて、子孫まで家名を斷絶することなからしめられて、封じて陽陵侯とせられて、二千六百戸の食邑を賜ひて、其の代はりに、前に食みたる分を上へ取り上げられけり、

〔益〕……食邑の日は、剖符世世勿絶とある此の一句は、太史公の文字の波瀾の處を見る、便ち許多の光彩を増せり、若し只「因齊地」封爲陽陵侯」と云はゞ、便ち佳ならず、人の文字を讀まば、此の處より勘破すべし、所謂る春色一點てふ者なりと、

爲齊右丞相、備齊五歲、爲齊相國、四月、擊陳豨、屬太尉勃、以相國代丞相、擊豨、一月、徙爲代相國、將屯、二歲、爲代丞相、將屯、孝惠五年卒、諡爲景侯、

〔屯〕……邊境の屯兵なり、

それより、齊の右丞相となりて、齊の異變の用心に備へしめられけり、是れ田横のまだ降らざるが故なり、それより五年目に、齊の悼惠王劉肥の相國となりけり、其の年の四月に、陳豨を撃ちけるが、其の時、太尉の周勃の手に附屬して、齊の相國の職をもつて、丞相の樊噲に代

はりて、陳稀を撃ちけり、それより一箇月立ちて、齊の相國より誅りて、代の相國となりて、邊境の屯兵に將となりけり、それより、二年目に、代の丞相となりて、是れまで通り、邊境の屯兵に將となりけり、孝惠帝の五年に、卒去しければ、景侯と諡せり、

子、須侯精立、二十四年卒、子共侯則立、十二年卒、子侯偃立、二十一年、坐與淮南王謀反死、國除、

傳寃の子の須侯名は精といふ者、父の跡目に立ちて、二十四年目に卒去せり、精の子の共侯名は則といふ者、父の跡目に立ちて、十二年目に卒去せり、則の子の侯名は偃といふ者、父の跡目に立ちて、其の二十一年目に、淮南王と共に謀反せし罪の引き合ひになりて、處刑を受けて死じして、其の國上へ取り上げられけり、

信武侯靳歙、以中涓從、起宛、胸、攻濟陽、破李由軍、擊秦軍、亳、南、開封、東北、斬騎十人、將一人、首五十七級、捕虜七十三人、賜爵封號臨平君、

【中涓】……宮中の掃除番なり、
信武侯の靳歙は、宮中の掃除番なる中涓の役をもて、沛公の御供をして、宛、胸縣より起りて、濟陽の地を攻めて、李由の軍勢を破り、又秦の軍勢を毫の地の南、開封の地の東北に撃ちて、騎士十人、將一人、其餘の首を討ち取ること五十七級、生け捕りの數七十三人なりければ、爵封を賜ひて、臨平君と號せしめられけり、

【王維楨の曰はく、此の傳の敘事、甚だ法ありと、○凌約言の曰はく、此れ穎陰（淮陰）と同じく、中涓より起り、其の戰功、餉道を絶ち、項冠を破り、敵信を取り、并に將たる等の如き、皆同じ、故に所將卒斬、身生得、別擊等の眼目も、亦同じと、

又戰藍田北、斬車司馬一人、騎長一人、首二十八級、捕虜五十七人、至霸上、沛公立爲漢王、賜歙爵建武侯、遷爲騎都尉、

【車司馬】……兵車を主る司馬なり、
それより、又秦の軍勢と藍田の地の北に戰ひて、車司馬一人、騎士の長一人、其餘の首を討ち取ること二十八級、生け捕りの數五十七にして、霸上へ至りければ、沛公立ちて漢王となりたまひて、靳歙に建武侯の爵を賜ひて、宮中の掃除番より騎都尉に遷されけり、

從定三秦、別西擊章平軍於隴西、破之、定隴西六縣、所將卒斬車司馬候各四人、騎長十二人、從東擊楚、至彭城、漢軍敗、還保雍丘、去擊反者王武等、略梁地、別將擊邢說軍、菑南、破之、身得說都尉二人、司馬候十二人、降吏卒四千六百八十人、破楚軍、滎陽、東、三年、賜食邑四千二百戶、

【車司馬候】……車司馬と司馬候となり、【略】……略取するなり、之れを取るに力を用ゐることの少なきを略といふ、
それより、漢王の御供をして、秦の降將の章平、司馬候、董翳の項羽より貰ひ受けたる三秦の地を平定し、又漢王の御手を離れて、別に兵に將として、西の方章平の子の章平の軍勢を隴西に撃ちて、之れを破りて、隴西の六縣を平定せり、其の時、引き連れたる兵卒、敵の車司馬と司馬候と各四人、騎士の長十二人を討ち取りけり、それより、漢王の御供をして、東の方楚を撃ちて、彭城へ至りしに、漢の軍勢敗軍せしかば、立ち戻りて、雍丘の城を保守せしが、又雍丘を立ち去りて、謀反せる王武等を撃ちて、梁の地を略取せり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、邢說の軍勢を菑南の地に撃ちて、之れを破りしが、其の時、自身に邢說の都尉二人、司馬候十二人を生け捕り、其餘の軍吏兵卒四千六百八十人を降しけり、それより、楚の軍勢を滎陽の東に撃ちければ、漢の三年に、食邑四千二百戸を賜ひけり、
【光緒の曰はく、身得といふは、將卒の得る所に別かてゐるなり、此の傳、凡へて身得といへる者二つ、所將卒得といへる者二つ、敘事井井として條あり、實録たる所以なり、

別之河内、擊趙將賁、郝軍朝歌、破之、所將卒得騎將二人、車馬二百五十匹、從攻安陽、以東、至棘蒲、下七縣、別攻趙軍、得其將司馬二人、候四人、降吏卒二千四百人、從攻下邳、鄆、別下平陽、身斬守相、所將卒斬兵守郡守各一人、降鄴、從攻朝歌、鄆、鄆、及別擊破趙軍、降鄆、鄆、郡六縣、

【兵守】…兵に將たる郡守なり、
それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、河内へ往きて、趙の將の賁部の軍勢を朝歌の地に撃ちて、之れを破りしが、其の時、引き連れたる兵卒、敵の騎士の長二人、及び兵車に附きたる馬百五十匹を手に入れけり、それより、漢王の御供をして、安陽の地より東の方を攻めて、魏蒲の地へ至るまでの間に、七縣を下しけり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、趙の軍勢を攻め破りて、其の將一人、司馬一人、司馬候四人を生け捕り、其餘の軍吏兵卒二千四百人を降しけり、それより、漢王の御供をして、邯鄲を攻め下しけり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、邯鄲の平陽城を下しけり、其の時、自身に平陽城の郡守居の相國を討ち取り、引き連れたる兵卒、兵に將たる郡守と鼓みの郡守と各一人を討ち取りて、邯鄲の地を降しけり、それより、漢王の御供をして、朝歌と邯鄲とを攻め、及び漢王の御手を離れて、別に兵に將として、趙の軍勢を撃ち破りて、邯鄲郡の六縣を降しけり、

還軍敖倉、破項籍軍、成臯南、擊絕楚餉道、起滎陽、至襄邑、破項冠軍、魯下、略地東、至繒、郟、下邳、南至蕪、竹邑、擊項悍、濟陽下、還擊項籍、陳下、破之、別定江陵、降江陵柱國大司馬以下八人、身得江陵王、生致之、雒陽、因定南郡、從至陳、取楚王信、剖符世世勿絕、定食四千六百戶、號信武侯、

【餉道】…兵糧の運送道なり、
それより、立ち戻りて、敖倉に陣取りて、項籍の軍勢を成臯の地の南に破り、撃ちて楚の兵糧の運送道を経ち切ること、滎陽の地より起りて、襄邑までの間に至り、楚の將の項冠の軍勢を魯の城下に破り、土地を略取すること、東の方は、蕪、郟、下邳に至り、南の方は、蕪、竹の邑に至り、楚の將の項悍を濟陽の城下に撃ち、立ち戻りて、項籍を陳の城下に撃ちて、之れを破りけり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、江陵の地を平定し、江陵の大司馬、柱國、大司馬以下の者八人を降し、自身に江陵王を生け捕りて、生きたる儘に之れを雒陽へ送り届け、引き續きて、南郡を平定せり、其の後、高祖の御供をして、陳へ至りて、楚王の韓信を取り押へければ、諸侯とする證據の剖符を二つに分けて、其の半分を主上の御手元に置かれ、半分を新朝に渡されて、子孫まで、家名を絶斷することなからしめられて、其の領分を取り極められて、四千六百戸の邑を食ましめられて、信武侯と號せしめられけり、
光緒の曰はく、身得江陵王の一句にて足れるに、仍生致之の三字を加へたるは、便ち人を快くするのみ、生きながら其の王を得たるは、司馬以下の者に比すれば、同じからず、故に獨り詳かにせりと、

以騎都尉從擊代、攻韓信平城下、還軍東垣、有功、遷爲車騎將軍、并將梁、趙、齊、燕、楚、車騎、別擊陳豨、丞相敞、破之、因降曲逆、從擊黥布、有功、益封、定食五千三百戶、

【騎都尉】…高祖の御供をして、代の地を撃ちて、韓王の信を平城の下に攻め、立ち戻りて、東垣の地に陣取りて、手柄ありければ、騎都尉より遷りて、車騎將軍となり、梁、趙、齊、燕、楚の五箇國の兵車騎馬の將となりけり、それより、高祖の御手を離れて、別に兵に將として、陳豨の丞相の侯敞を撃ちて、之れを破り、引き續きて、曲逆の地を降しけり、それより、高祖の御供をして、陳布を撃ちて、手柄ありければ、其の領分を増せられて、更に取り極められて、五千三百戸を食ましめられけり、

凡斬首九十級、虜百三十二人、別破軍十四、降城五十九、定郡國各一縣二十三、得王柱國各一人、二千石以下至五百石三十九人、高后五年歛卒、諡爲肅侯、

【事】…使役するなり、
さて、新朝の是れまでの總へての手柄を數ふるときは、凡之敵の首を討ち取ること九十級、敵を生け捕ること百三十二人、高祖の御手を離れて、別に兵に將として、敵の軍勢を破ること十四度、城を降すこと五十九箇所、郡と國とを平定すること各一箇所、縣を平定すること二十三縣、王と柱國とを生け捕ること各一人、二千石取りより以下、五百石取りに至るまでの役人を生け捕ること三十九人なり、高后の五年に、新朝卒去しければ、肅侯と諡せり、

子亭代侯、二十一年、坐事國人、過律、孝文後三年、奪侯國除、

【事】…使役するなり、
新朝の子の亭といふ者、父に代はりて、侯となりしが、其の二十一年目に、亭は、國人を使役すること、法律の定めより多きに過ぎたる罪の引き合ひになりて、孝文帝の後三年に、侯爵を奪はれて、其の國上へ取り上げられけり、

蒯成侯、縲者、沛人也、姓周氏、常爲高祖參乘、以舍人從起沛、至霸

上西入蜀漢擊定三秦食邑池陽東絕甬道從出度平陰遇淮陰
侯兵襄國軍乍利乍不利終無離上心以縲爲信武侯食邑三千
三百戶高祖十二年以縲爲蒯成侯除前所食邑

【參乘】……馬車の添へ乗りなり、「甬道」……兩側に土手石垣を築きたる兵糧の運送道なり、「度」……渡と通ず、蒯成侯の縲は、沛の人なり、姓は周氏なり、常に高祖の御馬車の添へ乗りとなり、舍人の役をもて、御供をして、沛より起りて、函谷關へ打ち入りて、霸上の地へ至り、西の方蜀漢へ入り、撃ちて秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より貰ひ受けたる三秦の地を平定しければ、池陽の地に食邑を賜ひけり、それより、東の方へ向ひて、項羽を秦陽の地に撃ちて、兩側に土手石垣を築きたる兵糧の運送道を絶ち切り、敵軍を困らせけり、それより、漢王の御供をして、出で、平陰を渡りて、淮陰侯の韓信の兵に襄國に出逢ひけり、其の頃、漢王の軍勢は、忽ち勝利ありと思へば、又忽ち勝利なくして、前途の見据ふ付かざりしかど、周縲は、終に主上の御側を離るゝ心なかりければ、漢王には、其の忠節に感じたまひて、周縲をもて、信武侯とせられて、三千三百戸の邑を食せしめられけり、其の後、高祖の十二年に、周縲をもて、蒯成侯とせられて、其の代はりに、前に食みたる邑を上へ取り上げられけり、

【光緒の曰はく、太史公の贊の中に所謂の操心堅正は、終無難上心の句より得來れり」と、

上欲自擊陳豨蒯成侯泣曰始秦攻破天下未嘗自行今上常自行是爲無人可使者乎上以爲愛我賜入殿門不趨殺人不死至孝文五年縲以壽終諡爲貞侯

【主上には、自ら謀反せる陳豨を撃たむと思し召されしに、蒯成侯泣きて曰はく、「最初に、秦の天下を攻め破りし時、陛下には、諸將を遣はされて、之れと戦はしめて、一度も自ら行きたまひしことなかりしが、今、主上には、常に自ら行きたまふは、是れ他に人の使はさるべき者なきが爲なるか」と、主上之れを聞きたまひて、周縲は、我が身を愛して、大切に思ひて、出馬を止むるなりと思し召されて、御感の餘りに、殿門へ入りて、臣たる者の禮を執りて、足早に歩むに及ばず、人を殺害しても、死刑に處せずとの二箇條の特許を賜ひけり、其の後、孝文帝の五年に至りて、周縲は、天然の壽命をもて、茅出度終はりければ、貞侯と諡せり、
【茅出度の曰はく、此の傳簡短なりといへども、上を離るゝ心なきと、涕泣して行くことを留むるとの處を敘するに至りて、忠愛顯然たりと、

子昌代侯有罪國除至孝景中二年封縲子居代侯至元鼎三年居爲太常有罪國除

【周縲の子の昌といふ者、父に代はりて、侯となりしが、犯せる罪ありて、其の國上へ取り上げられけり、其の後、孝景帝の中二年に至りて、周縲の忠節を思し召し出だされて、其の子の居といふ者を封せられて、昌の代はりに侯とせられしが、今上帝の元鼎三年に至りて、居は、太常となりて、犯せる罪ありて、其の國上へ取り上げられけり、

太史公曰陽陵侯博寬信武侯斬欽皆高爵從高祖起山東攻項籍誅殺名將破軍降城以十數未嘗困辱此亦天授也

【太史公傳、新、蒯成の事跡を論贊して曰はく、「陽陵侯の博寬と信武侯の斬欽とは、皆高貴なる爵位に至れり、此の兩人は、高祖の御供をして、華山より東の方より起りて、項籍を攻め、敵の名將を誅殺し、敵の軍勢を破り、敵の城を降すこと、十をもて數ふる程に多かりしかど、最初より、一度も失敗を取りて、困難屈辱したることなかりしは、此れも亦天より授けられたる福分にして、人の力の及ばざることならむ、

蒯成侯周縲操心堅正身不見疑上欲有所之未嘗不垂涕此有傷心者然可謂篤厚君子矣

【蒯成侯の周縲は、其の心を操り守ること、堅固正直にして、終に主上の御側を離るゝ心なかりしかば、其の身主上に疑はれたることなし、主上の出馬することあらむと思召さるゝときは、最初より一度も涕を垂れて主上の御身を案じ奉らざることなかりけり、此れ主上の御心を感じ傷ましめて、幾分か御元氣を損じたことあらむ、さりながら、其の人物は、篤實温厚の君子なりと謂ふべし、と、
【柯維騏の曰はく、博寬、斬欽は、戦功多くして、蒯成侯は、功少なし、此の傳、博を敘するに、屬の字を連用し、劉の功を敘するには、別の字、及び破之の字を連用す、文體の變化せること、樊鄴、勝、灌と相類せり、太史公にあらざるは、作ること能はざらむ、漢書其の文に仍りて、劉劉せる所少なし、説く者乃ち此の傳原と缺けたりと謂へり、豈後人の漢書を採りて之を補へりとするかと、○楊慎の曰はく、傳斬より以下、俱に將將なり、凡べて戦功を次いづるに、必ず繋ぐるに從の字を以てして案とせりと、○楊慎の曰はく、此れ戦功を敘せる處、曹相國の世家、并びに樊鄴、灌の列傳と同一の凡例なりと、○光緒の曰はく、博寬と斬欽とは、一は五大夫騎將より起りて、即ち功あり、一は中涓より起りて、即ち功あり、終に皆て敗北せず、故に太史公以て天授なりとせり、周縲は、乍ち利あり、乍ち利あらざれども、然れども、終

に上を離る、心なし、故に太史公以て心を操ること堅正なりとせりと、

劉敬叔孫通列傳第三十九

劉敬者、齊人也。漢五年、成隴西、過洛陽、高帝在焉。婁敬脫輓輅、衣其羊裘、見齊人虞將軍曰、臣願見上、言便事。虞將軍欲與之鮮衣、婁敬曰、臣衣帛、衣帛見、衣褐、衣褐見、終不敢易衣。

【劉敬】……本姓は、婁なり、漢書には、婁敬に作れり、高祖の婁は劉なりとて姓を劉氏と賜ひたるが故に、劉敬といふ、【成】……邊境を守るなり、【輓輅】……脱は、車を引き牽つるなり、輓は、車の前引きなり、輅は、車の前横木なり、されば、車の前引きの役を止むるなり、【鮮衣】……新鮮なる美服なり、【帛】……絹物なり、【褐】……毛織りの布子なり、賤しき者の著物なり、

【劉敬】劉敬は、齊の國の人なり、漢の五年に、賦役に當たりて、隴西の邊境を守らむとて、故郷を立ちて、洛陽の都を通り過ぎたるに、高帝には、其の時洛陽に居たまひければ、婁敬は、引き來りたる車の前引きの役を止めて、其の故郷より歸ひ來れる羊の皮の著物を著たる儘にて、我が同國人なる齊人の虞將軍に逢ひて曰はく、「臣願はくは、主上に拜謁して、國家の爲めに便利なる事柄を言上せむことを」と、虞將軍其の風體の見苦しきを見て、之れに新鮮なる美服を與へむと思ひしに、婁敬の曰はく、「臣は、絹物を著て居らば、絹物を著て拜謁せむ、毛織りの布子を著て居らば、毛織りの布子を著て拜謁せむ、唯、此の儘にて見參したし」と、終に押し切りて著物を著易へざりけり、

於是虞將軍入言上、上召入見、賜食、已而問婁敬、婁敬說曰、陛下都洛陽、豈欲與周室比隆哉、上曰、然。

【婁敬】是に於て、虞將軍入りて主上に婁敬の事を言上せしに、主上婁敬を召し入れたまひて、御逢ひになりて、婁敬に食物を下されたり、已にして婁敬に言はむと思ふ仔細を尋ねたまひしに、婁敬說き出で、曰はく、「陛下には、此の洛陽に都を構へて、天下に號令したまふは、いかゞ周室と政治の隆盛なりし時代のさまを比べむと思し召されてのことなるか」と、主上の曰はく、「さなり」と、

婁敬曰、陛下取天下、與周室異、周之先自后稷、堯封之郟、積德累

善十有餘世、公劉避桀居豳、太王以狄伐故、去豳、杖馬箠居岐、國人爭隨之、及文王爲西伯、斷虞芮之訟、始受命、呂望、伯夷自海濱來歸之、武王伐紂、不期而會孟津之上、八百諸侯皆曰、紂可伐矣、遂滅殷。

【善】……積なり、【受命】……天子となるべき天命を受くるなり、【呂望】……太公望呂尚なり、

【婁敬の曰はく】「陛下の天下を取りたまへる御仕方は、周室の天下を取りたる仕方とは違ひたり、其の譯けは、周の先祖は、后稷より始まり、后稷は、農業の教師にて、國家に功勞ありければ、帝堯之れを部の國に封じたまひき、后稷の子孫は、文王に至るまで、道徳を積み、善行を累ぬること、十餘世なり、后稷より四世の孫の公劉の代になりて、夏の桀王の暴虐を避けて、豳の地に移り住みき、公劉より八世の孫の太王即ち古公亶父の代になりて、狄の國より頻りに豳を攻め伐ちたる故をもて、太王豳を立ち退きて、只一本の馬の鞭を杖に突きたるばかりにて、他に一物を携へずして、遠く岐山の下に移り住みしに、豳の國人、太王は仁人なれば失ふべからずとて、我れ後れじと、先を争ひて、之れに附き隨ひて來りき、太王の孫の文王の西伯となりて、虞の國と芮の國との田地の界の訴訟事を裁斷するに及びて、始めて、殷に代はりて天子となるべき天命を受けて、天下の人心、皆之れに向ひたれば、太公望呂尚、伯夷の如き大賢人も、北海東海の濱邊より遙く來りて、之れに歸服しき、后稷以來、道徳を積み、善行を累ぬること、此の如く久しかりければ、文王の御子の武王の殷の紂王を伐ちたまふ時になりて、大小の諸侯に前方より會期を知らせたまはざりしかど、孟津といふ渡し場の最寄りに來會せる者、八百名の多きに至りて、一同に口を揃へて、武王に勸めて曰はく、「殷の紂王の惡事は、棄て置き難ければ、之れを征伐せらるべし」と、武王遂に萬民の爲めに、紂王を伐ちて、殷を滅ぼしたまひき、

成王即位、周公之屬傅相焉、廼營成周洛邑、以此爲天下之中也、諸侯四方納貢職、道理均矣、有德則易、以王、無德則易、以亡、凡居此者、欲令周務以德致人、不欲依阻險、令後世驕奢以虐民也。

【周公之屬】……周公旦、召公奭の類なり、【納貢職】……國產を獻納し、朝覲の職務を勤むるなり、

くして、交通上に甚だ都合よければなり、されば、洛邑は、天下の中央にして、四通五達の場所なれば、徳ある者は、王となり易く、徳なき者は、亡び易し、凡そ此の地に居る者は、周の天子をして、務めて道徳の政事を行ひて、天下の人民を引き寄せしめむと思ひたるにて、土地の險阻を恃みにして、後世子孫をして、身の程を忘れて、驕り高ぶり、奢侈を極めて、人民を虐待せしめむと思ひたるにはあらざるなり、

及周之盛時、天下和洽、四夷郷風、慕義懷徳、附離而並事天子、不屯一卒、不戰一士、八夷大國之民、莫不賓服、効其貢職、

【和洽】……満遍なく和合するなり、【郷風】……周の風化に向ひ近づくなり、【附離】……附著するなり、【八夷】……八方の夷狄なり、四夷といふ言葉を変へたるまでなり、【賓服】……徳に懐きて歸服するなり、

【盛時】……周の盛んなる時に及びて、天下の人心満遍なく和合して、一人として上に叛く者なく、東夷、南蠻、北狄、西戎の四方の夷狄まで、皆周の風化に向ひ近づき、義を慕ひ、徳に懐きて、附著して、竝びに周の天子に事へたれば、周に於ては、一人の兵卒を屯せしめず、一人の武士を戦はしめざれども、八方の夷狄諸大國の人民、徳に懐きて、歸服して、其の國産を獻納し、朝覲の職務を勤めざることなかりき、

及周之衰也、分而爲兩、天下莫朝、周不能制也、非其徳薄也、而形勢弱也、

【爲兩】……東周、西周の二つとなるなり、

然るに、周の衰ふるに及びて、周室分かれて東周、西周の二つとなりて、天下の諸侯朝覲する者なくなりたれど、周に於ては、之れを制御して、朝廷の命令に従はしむること能はざりき、こは、其の徳の薄くなりたるにはあらずして、其の土地の形勢の弱ければなり、

今陛下起豐擊、沛收卒三千人、以之徑往而卷蜀、漢、定三秦、與項羽戰滎陽、爭成臯之口、大戰七十、小戰四十、使天下之民肝腦塗地、父子暴骨、中野不可勝數、哭泣之聲未絶、傷痍者未起、而欲比隆於成、康之時、臣竊以爲不侔也、

【起豐擊】……一本には、擊の字なし、豐、沛は、高祖の起りたる地なり、さりながら、沛を撃ちたることあれば、此の儘にて宜しからむ、【徑】……直ちになり、【卷】……一枚の蓑を片端より捲き取るやうに容易く取るなり、【三秦】……解は、張耳、陳餘の傳に見えたり、【塗地】……地上に流れ出づるなり、【暴骨】……晒すなり、【中野】……野中なり、【成臯】……周の成王、康王なり、【侔】……等しきなり、

周室の天下を取りたる仕方は、十餘世まで道徳を積み善行を累ねたる結果なることは、前に述べたる如くなり、然るに、今、陛下には、豊の小邑より起りたまひて、其の最寄りなる沛の地を撃ちたまひて、僅に三千人の兵卒を取り纏めたまひて、此の小人數をもて、直ちに往きて蜀、漢の地を一枚の蓑を片端より捲き取るやうに容易く取りたまひ、秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より賈ひ受けたる三秦の地を平定したまひて、項羽と滎陽に戦ひたまひ、成臯の口を争ひ取りたまひ、其の合戦を合計すれば、大戰は七十度、小戦は四十度に及びたり、

新く戦争を續けたまひて、天下の人民をして、打ちつ打たれつ、肝の臓、腸の味を地上に流れ出でしめ、父子兄弟をして、骨を野中に晒したりめたまふこと、勘定の仕切れぬ程に多し、されば、人民の聲を放ちて泣き悲める聲は、今日までもまだ絶えず、戦争の爲めに手筋を負ひたる者は、まだ病牀より起り出でざるなり、此の如くにして、政治の隆盛なることを、周の成王、康王の時に比べて、此の洛陽に都を構へたまはむと思ひ召さるゝは何事ぞ、臣は内と陛下の天下を取りたまへる御仕方と、周室の天下を取りたる仕方は、等しからずと存するなり、

且夫秦地被山帶河、四塞以爲固、卒然有急、百萬之衆可具也、因秦之故、資甚美膏腴之地、此所謂天府者也、陛下入關而都之、山東雖亂、秦之故地、可全而有也、

【秦之故】……秦の元地なり、【資】……資本とするなり、【天府】……天然の府庫なり、

しかのみならず、秦の地は、山を後ろに立て廻したること、夜具を被りたるが如く、河を前に引き廻したること、帯を締めたるが如く、四方の敵害したる險阻要害をもて、國の固めとしたれば、卒然として俄に急難あらば、百萬の大衆、立ちどころに用意せらるべし、されば、秦の元地に因りて、甚だ美なる膏腴肥沃の土地を資本とせば、其の産物は、山の如くなれば、此れ世間にて取り沙汰せる天然の府庫と謂ふべき者なり、陛下には、函谷關へ入りたまひて、此の地に都を構へたまはば、華山より東の方の國々の亂ることありといふとも、秦の元地は、安全にして保有せらるべきなり、

夫與人鬪、不搯其吭、拊其背、未能全其勝也、今陛下入關而都、案秦之故地、此亦搯天下之吭、而拊其背也、

【搯其吭】……其の喉頭を抑へ付くるなり、【拊】……撃つなり、【案】……足溜りにするなり、

全體、人と闘争するときに、片手にて其の喉頭を抑へ付けて、片手にて其の背中を撃たざれば、其の勝ちを全くすること能はずして、一時は勝ちても、負けることあるものなり。今、陛下には、函谷關へ入りたまひて、都を構へたまひて、秦の元地を足溜まりにしたまはせ、此れも亦片手にて天下の喉頭を抑へ付けて、片手にて其の背を撃つが如く、其の勝ちを全くしたまふことを得べし。此の譯けなれば、洛陽を去りて、秦の元地に都を定めたまはむことを願ふなり」と、以上、婁敬の言葉なり。

高帝問羣臣、羣臣皆山東人、爭言周王數百年、秦二世卽囚、不如都周、上疑未能決。及留侯明言入關、便即日車駕西都關中。於是上曰、本言都秦地者、婁敬、婁者乃劉也。賜姓劉氏、拜爲郎中、號爲奉春君。

高帝には、婁敬の説をもて、羣臣に尋ねたまひしに、羣臣は、皆華山より東の方の人なれば、其の故郷に近からむことを望みて、我れ勝ちに婁敬の説を非難して曰はく、「周は、洛陽に都を構へたれど、其の王たること、數百年の長き間なり、秦は、關中に都を構へたれど、僅に二世にして亡びたり、是れ何よりの證據なれば、周の通り、洛陽に都を構へたまふに如かず」と、主上には、心に疑ひたまひて、まだ孰れとも決し兼ねたまひしが、留侯の張良の説を賛成して、「洛陽の地勢は、四面に敵を引き受けて、武を用ゐる國にあらず、關中の地勢は、函谷と關を左に取り、函谷と關を右に取り、三面を隔て、堅固に守り、獨り一面をもて、東の方の諸侯を制御せらるれば、此れ世に取らざれば、天然の府庫の國なり、婁敬の説は、至極尤なり」と、函谷關へ入り、秦の元地に都を構ふることを國家の爲めに便利なることを明白に言上するに及びて、主上には、即日、御馬車の用意を仰せ出され、西の方關中へ遷りたまひて、其の地に都を定められけり、是に於て、主上の御譽め言葉に曰はく、「本来、秦の地に都を構へよと言ひたる者は、婁敬なり、婁の字音は、我が姓の劉に通ひたれば、今より劉敬と名乗るべし」と、斯く仰せありて、婁敬に姓を劉氏と賜ひて、郎中の官を拜命せしめられ、奉春君と號せしめられけり、奉春君の美號を賜ひしは、春は、歳の始めなり、婁敬の首として關中に都せむことを謀りたるが故なりといひ、奉春は、邑の名ならむといひ、董份の曰はく、即日と書けるは、高帝の諫めに従ふことの關を轉ずるが如きを見せるなり」と、

漢七年、韓王信反、高帝自往擊之、至晉陽、聞信與匈奴欲共擊漢、上大怒、使人使匈奴、匈奴匿其壯士肥牛馬、但見老弱及羸畜、使

者十輩來、皆言匈奴可擊、上使劉敬復往使匈奴、

漢の七年に、韓王の信謀反せしかば、高帝自ら出馬したまひて、之れを撃たむと思召されて、晉陽まで至りたまひしに、韓王の信と匈奴と組み合ひて、共に漢を撃たむと思ふ由聞こえたれば、主上大に怒りたまひて、人を匈奴に使ひせしめたまひて、其の形勢を觀察せしめられしに、匈奴は、其の所居なる壯士肥え太りたる牛馬を見えざるやうに匿し置きて、但し老人弱者、及び瘠せられたる牛馬を目に付くやうに出だし置きたれば、漢の使者、前後に十組分程、戻り来りて、皆曰はく、「匈奴は、取るに足らざれば、今速に之れを撃つべし」と、是れど、高帝には、猶ほ念の爲めに、劉敬をして、重ねて匈奴に使ひせしめたまひて、其の實況を取り調べさせられたり、

還報曰、兩國相擊、此宜夸矜、見所長、今臣往、徒見羸瘠老弱、此必欲見短、伏奇兵以爭利、愚以爲匈奴不可擊也、

劉敬匈奴より立ち戻りて、言上して曰はく、「今、漢と匈奴との兩國の互に攻め撃つ場合ひなれば、彼れは、自慢して、自國の優さりたる所を見せ付けて、我が心膽を奪ふべき筈なるに、今、臣彼の地へ往きて、様子を見るに、徒に瘦せられたる牛馬、及び老人弱者のみ目に觸れたり、是は、必定殊更に自國の劣りたる所を見せ置きて、此方に油断せしめて、實戦の時に至りて、變化自在の奇兵を伏せ置きて、必勝の利を争はむと思ひての手段ならむ、されば、愚存を申し上げむに、匈奴は、容易く撃つべからざるなり」と、

是時漢兵已踰句注、二十餘萬兵已業行、上怒、罵劉敬曰、齊虜以口舌得官、今迺妄言沮吾軍、械繫敬廣武、遂往至平城、匈奴果出奇兵、圍高帝白登、七日、然後得解、

齊の生け捕り人なり、劉敬は、齊の人なるが故に、見下して斯くいへるなり、「沮」……止むるなり、形體をするなり、「械繫」……手枷足枷を嵌めて、繩を打つなり、
是の時、漢の兵は、已に代の句注山を越えて、二十餘萬の大軍、最早押し出したる跡なりければ、主上には、怒りたまひて、劉敬を罵りたまひて曰はく、「齊の下賤の生け捕り人は、口先の辯舌をもて、役目を得たるのみにして、軍事は更に辨へざるに、今度安なる言葉を放ちて、

吾が軍勢の進撃の邪魔をせざるを奇怪なれ」と、斯く仰せありて、劉敬に手枷足枷を誂め、繩を打たせて、句注山の南の廣武縣の牢屋へ入れられたり、而して、高帝には、遂に御陣を進められて、平城まで至りたまひしに、匈奴は、果たして劉敬の見込みの通り、伏せ置きたる奇兵を出だして、高帝を白登臺に圍むこと、七日間に及びたれば、高帝には、陳平の秘計を用いたまひて、匈奴の王の冒頓の妻に手厚く物を贈らしめられて、妻の口より冒頓に説かして、其の圍みを解かしめて、危難を免れたまふことを得たり。

高帝至廣武、赦敬曰、吾不用公言、以困平城、吾皆以斬前使十輩、言可擊者矣、廼封敬二千戶、爲關內侯、號爲建信侯、高帝罷平城、歸韓王信、入胡。

是に於て、高帝には、廣武縣まで引き揚げたまひて、劉敬を赦したまひて曰はく、「吾れは、貴公の言葉を用はずして、平城に困難せり、吾れは、皆前の使ひの十組の匈奴を撃つべしと言ひたる者を切り棄てたり」と、斯く仰せありて、劉敬を二千戸の邑に封じたまひて、關内侯とせられて、建信侯と號せしめられけり、さて、高帝には、平城の軍を罷めて、都へ歸りたまひければ、韓王の信は、逃亡して、胡の地へ入りて、身を匿しけり。

當是時、冒頓爲單于、兵彊、控弦三十萬、數苦北邊、上患之、問劉敬、劉敬曰、天下初定、士卒罷於兵、未可以武服也、冒頓殺父代立、妻羣母、以力爲威、未可以仁義說也、獨可以計久遠、子孫爲臣耳、然恐陛下不能爲。

冒頓は、匈奴の天子の名なり、單于は、天の廣大なるさまなり、匈奴の天子の稱なり、控弦は、弓を引く者なり、是の時に當たりて、匈奴の冒頓、匈奴の天子の單于となりて、兵勢頗る強くして、弓を引く者のみにても、三十萬人程ありて、度々北の邊境を苦めたれば、主上には、之れを心配したまひて、劉敬に計らひ方を尋ねたまひしに、劉敬の曰はく、「今、天下初めて平定して、無事なる日淺く、士卒は、戰爭の爲めに疲弊して、用お難ければ、また武力をもて匈奴を服従せしめられぬなり、匈奴の天子の冒頓は、己の父の頭を殺して、代はりて立ちて、己の身よりは、大勢の母に當たる父の受せし婦女を妻とし、腕力をもて威光を振ふる、暴虐無道の者なれば、また道徳仁義をもて説き付けて、之れを降参せしめられぬなり、されば、差し向き、手の付けやうはなけれども、獨り久遠なる後々に

至りて、冒頓の子孫をして、漢に臣たらしむることを計畫せらるべきのみ、さりながら、此の計畫は、陛下の行ひたまふこと能はざらむことを掛念せらるなり」と、

上曰、誠可、何爲不能、顧爲柰何、劉敬對曰、陛下誠能以適長公主、妻之、厚奉遺之、彼知漢適女、送厚、蠻夷必慕、以爲闕氏、生子必爲太子、代單于、何者、貪漢重幣、陛下以歲時、漢所餘、彼所鮮、數問遺、因使辯士風諭、以禮節、冒頓在、固爲子婿、死則外孫爲單于、豈嘗聞外孫敢與大父抗禮者哉、兵可無戰、以漸臣也、若陛下不能遣長公主、而令宗室及後宮詐稱公主、彼亦知、不肯貴近、無益也。

適長公主は、嫡は、嫡子なり、長は、總領なり、公主の稱は、李斯の傳に見えたり、奉遺は、物を贈るなり、送り物の手厚きなり、闕氏は、匈奴の皇后の稱なり、問遺は、物を贈りて音信するなり、風諭は、風は、調に同じ、それとなく諭すなり、子婿は、子たり婿たるなり、外孫は、母方の孫なり、大父は、祖父なり、抗禮は、對等の禮儀を行ふなり、

主上の曰はく、「汝が謀ること誠に宜しからば、何とて之れを能くせざらむ、屹度實行して見ずべし、念ふに之れを如何様にせむ積もりなるぞ」と、劉敬對へて曰はく、「陛下には、誠に能く御嫡子の御總領の御女子なる適長公主をもて、匈奴の單于の冒頓に嫁付けたまひて、手厚く之れに物を贈りたまへ、彼の冒頓は、漢の天子の嫡女と贈り物の手厚きとを知らば、未開の蠻夷のことなれば、屹度有り難く思ひて、漢を慕ひて、其の女を本妻に立て、闕氏とするならむ、子を生きたらば、屹度太子とするならむ、さらば、太子は、冒頓に代はりて、單于とならむ、其の譯は、彼の冒頓は、漢の手重き進物を貪る心あればなり、さて、御嫡女を冒頓に嫁付けたまひたる上に、陛下には、四季折りく、漢にては餘計なる物にて、彼の匈奴にては鮮なる物を度と贈りて、音信をしたまひて、其の序いでに、能辯の士をして、禮儀作法の次第柄をそれとなく諭さしたまへ、さらば、冒頓の存生中は、言ふまでもなく、陛下に對して、子たり婿たる身分とならむ、其の死去せし後は、母方の孫の太子は、單于とならむ、いかで是れまで世間に母方の孫の押し切りて母の父なる祖父と對等の禮儀を行ふことを聞き及ぶることあるべき、孫は是非とも祖父を敬ふべき者と極まりたり、されば、我が軍兵は、匈奴と戦ふことなくして、いつとなく、漸く徐々に彼れを臣下とせらるべきなり、さりながら、若し陛下には、御總領なる長公主を遣はさる、こと能はずして、御一門及び後宮の女子をして、詐りて公主なりと稱して、匈奴へ往かしめたまはむには、彼の冒頓も、亦其の似せ物なることを心付きて、之れを貴び重んじ、親み近くることを承知せざるべければ、折角遣はしたまふとも、其の甲斐なからむ」と、

高帝曰善欲遣長公主呂后日夜泣曰妾唯太子一女柰何弃之
匈奴上竟不能遣長公主而取家人子名爲長公主妻單于使劉
敬往結和親約

【家人子】……平民の娘なり

高帝の曰はく「至極尤なり」と、斯く仰せありて、日頃呂后の愛したまへる長公主を匈奴へ遣はしたまはむとせしに、呂后日夜泣きたまひて曰はく「妾は唯一人の太子と一人の娘とあるのみなり、如何なれば之れを匈奴に棄てたまはむ思召し召し召し召し」と、主上には、呂后の爲めに、終に思ひ切りて長公主を遣はしたまふこと能はずして、名もなき平民の娘を取り上げて、長公主なりと名乗らせ、單于に縁付けたまひけり、其の時、劉敬に仰せ付けられて、匈奴へ往きて、冒頓と和親の約束を取り結ばしめたまひけり

劉敬從匈奴來因言匈奴河南白羊樓煩王去長安近者七百里
輕騎一日一夜可以至秦中秦中新破少民地肥饒可益實夫諸
侯初起時非齊諸田楚昭屈景莫能興今陛下雖都關中實少人
北近胡寇東有六國之族宗彊一日有變陛下亦未得高枕而臥
也臣願陛下徙齊諸田楚昭屈景燕趙韓魏後及豪傑名家居關
中無事可以備胡諸侯有變亦足率以東伐此彊本弱末之術也

【白羊樓煩】……共に匈奴の國なり、【秦中】……關中をいふ、以前は秦の地なればなり、【益實】……人民を増加充實するなり、【齊諸田】……齊の王族なり、【楚昭屈景】……楚の王族なり

劉敬首尾よく冒頓と和親の約束を取り結びて、匈奴より歸り來りて、其の趣きを復命し、其の序いでをもち、言上して曰はく、「匈奴の河南に在る白羊と樓煩との二國の王は、油斷せられぬなり、此の國々の我が長安の都を去ること、近き者は僅に七百里なれば、彼れの手輕に身支度したる騎兵は、晝夜にて秦中即ち關中へ到着すべし、秦中即ち關中の地は、戰爭を経て、新たに破れて、日もまだ淺ければ、以前の

妾にならずして、人民の居住せる者甚だ少なし、而して、其の地味肥沃にして、物成り豐饒なれば、人民を増加充實すべし、全體、秦の末になりて、天下の諸侯の初めて起りし時は、齊の王族の田氏達、楚の王族の昭氏、屈氏、景氏の家筋の人にあらずれば、能く興ることありざりき、是れ人心の此の諸侯に歸服せるに由りてなり、今陛下には、關中に都を構へたまへりといへども、其の人民は、實に少數に少敷にして、北の方は、胡の寇敵に近く、東の方には、韓、魏、趙、燕、齊の六國の親族一門の強き者あれば、若し一日事變の起ることあらば、陛下には、まだ枕を高くとて安心して臥したまふことを得ざるべし、されば、臣願はくは陛下の齊の王族の田氏達、楚の王族の昭氏、屈氏、景氏、燕、趙、韓、魏の四國の子孫及び天下の親分族諸名家を關中に移住せしめたまはむことを、此の輩にして、關中に移住せば、天下に何事もなからむ時は、北の方より入寇する胡に備ふべく、諸侯に事變あらむ時も、亦此の輩を引連れて、東の方を伐つに足らむ、此れ本を強く、末を弱くする手段なり」と

上曰善廼使劉敬徙所言關中十餘萬口

【口】……一人を一口といふ、人毎に一つの口あればなり

主上の曰はく「至極尤なり」と、斯く仰せありて、劉敬をして、其の言上せし者共を關中に移住せしめらるること、十餘萬口に及びけり、

漢書の曰はく「傳の内なる、都を遷し、虜に使ひし、和親し、大姓を徙すは、皆漢の初めの大事なり、太史公只此の四事を敘して、敬の功業おのづから見はれたり」と

叔孫通者薛人也秦時以文學徵待詔博士數歲陳勝起山東使者以聞二世召博士諸儒生問曰楚戍卒攻蕪入陳於公如何博士諸生三十餘人前曰人臣無將將即反罪死無赦願陛下急發兵擊之二世怒作色

【待詔博士】……博士の官を授けらるゝ御沙汰を待つなり、【楚戍卒】……楚の邊境の番卒なり、陳勝を指す、【人臣無將】……人臣は人を帥ある權利なきなり、【作色】……顔色を變ふるなり

叔孫通は、薛の人なり、秦の時に、文學に長じたるをもち、都へ召されて、博士の官を授けらるゝ、御沙汰を待ちけり、斯くてあること數箇年の後に、陳勝華山より東の方より起りて、秦より使者を差し向けて、其の様子を觀察せしめしに、使者立ち戻りて、其の事實を奏聞せり、二世皇帝博士及諸儒生を召して、見込みを尋ねられて曰はく「楚の邊境の番卒共、蕪の地を攻めて、陳へ入りりとのことなるが、公等に於ては、如何様存するぞ」と、博士及諸生三十餘人、一同に御前へ進み出で、曰はく「人臣は、人を帥ある權利なし、人臣にして人を帥あるは、取りも直さず、謀反すなり、されば、其の罪、死刑に處して、殺すことなし、願はくは陛下の急速に兵を發して、之れを撃ちた

叔孫通前曰、諸生言皆非也、夫天下合爲一家、毀郡縣城、鑠其兵、示天下不復用、且明主在其上、法令具於下、使人人奉職、四方輻輳、安敢有反者、此特羣盜鼠竊狗盜耳、何足置之齒牙、聞郡守尉今捕論、何足憂。

まはむことを」と、二世皇帝謀反なりと聞かれて、怒りて顔色を變へられたり。
叔孫通二世皇帝の謀反なりと聞かれて、大に不機嫌なるを見て、御前へ進み出で、曰はく、「諸生の言葉は、皆間違へり、全體、天下は合併して、秦の一家となりて、秦の外には天下なし、されば、今まで郡縣に備へ置きたる城郭兵器は、不用になりたれば、其の城郭を取り崩し、兵器を鑠して、天下中の人人に重ねて用おざることを示されたり、しかのみならず、賢明なる君主上に在り、法律條令下に具はて、人をして、其の職分を奉じ守らしめられたれば、天下の人心、皆秦に歸服して、東西南北より車の輻の數に聚まるが如くに此の都府に集合せり、斯かる芽出度御世なれば、何とて押して謀反する者あらむ、此の度の事の如きは、特に盗人共の所爲にして、鼠の物を竊み、狗の物を盜むやうに、人目を忍びて、些細なる惡事を働けるのみなり、何とて之れを齒牙の間に置き、口の端に上せて、評議するに足らむ、郡の守尉共の手限りにて、程なく之れを召し捕りて、其の罪を論すべければ、何とて心配するに足らむ」と。

二世喜曰、善、盡問諸生、諸生或言反、或言盜、於是二世令御史案諸生、言反者下吏、非所宜言、諸言盜者皆罷之、廼賜叔孫通帛二十匹、衣一襲、拜爲博士。

【案】…取り調ぶるなり、「二十四」…四十反なり、「一襲」…上下一揃へなり。
二世皇帝叔孫通の手輕く申し立てたるを喜ばれて曰はく、「至極尤なり」と、それより殘らず諸生の見込みを尋ねられしに、諸生の中には、謀反なりと言ふ者もあれば、盗人なりと言ふ者もありけり、是に於て、二世皇帝御史の役人をして、諸生の謀反なりと言ひたる者を取り調べさせられて、之れを牢屋の役人に下げ渡されて、謀反なりなど、いふことは、人臣の憚りて發言すべきことにあらず、不埒至極の申し條なりとて、其の罪を處断せしめられ、盗人なりと言ひたる者は、不都合なして、皆其の儘に棄て置かれたり、而して、叔孫通に補

物二十四と衣服上下一揃へとを下されて、本人の望みの通り、博士の官を拜命せしめられたり。
 叔孫通已出宮、反舍、諸生日、先生何言之諛也、通曰、公不知也、我幾不脫於虎口。

叔孫通已に宮中より退出して、己れの官舎へ立ち戻りしに、諸生の曰はく、「先生は、何とて上に阿り諛ひたる言葉を發せられたるぞ」と、叔孫通の曰はく、「公等は、其の諛けを知らざるなり、我れ若し正直に謀反なりと申し立てたらば、恐ろしき虎の口を脱せずして、立ちどころに牢屋の役人に下げ渡されたるならむ、我れは此の危き場合を通れむ爲めに、心にもなき事を言ひたるなり」と。

廼去之、薛、薛已降楚矣、及項梁之薛、叔孫通從之、敗於定陶、從懷王、懷王爲義帝、徙長沙、叔孫通留事項王。

叔孫通は、全く一時の逃げ口上を述べたことなれば、跡にて露顯せむことを恐れて、其の儘秦を逃亡して、故郷の薛へ往きたるに、薛の地は、己に楚に降りたれば、項梁の薛へ往くに及びて、叔孫通は之れに隨身せしが、項梁の秦の軍勢の爲めに、定陶の地にて敗亡するに及びて、楚の懷王に隨身せり、其の後、懷王は、義帝となりて、長沙へ徙りしかば、叔孫通は、跡に残りて、項王に奉公せり。

漢二年、漢王從五諸侯入彭城、叔孫通降漢王、漢王敗而西、因竟從漢、叔孫通儒服、漢王憎之、廼變其服、服短衣、楚製、漢王喜。

漢の二年に、漢王には、常山王の張耳、河南王の申陽、魏王の鄭昌、魏王の約、殷王の卬の五諸侯を從へたまひて、彭城へ入りたまひて、項羽を攻めたまひければ、叔孫通は、漢王に降りけり、漢王敗軍したまひて、西の方へ退きたまひしかど、其の儘終に漢に隨身せり、叔孫通は、漢に在りても、常に儒者の衣服を着用せしに、漢王には、其の悠長なる風體を憎み嫌ひたまひしかば、叔孫通は、其の衣服を取り變へて、漢王の御生國なる楚の國の仕立て方の立ち働きに便利なる短き衣服を着用せしに、漢王之れを喜びたまひけり。

叔孫通之降漢、從儒生弟子百餘人、然通無所言、進、專言諸故、羣

盜壯士進之、弟子皆竊罵、曰、事先生數歲、幸得從降漢、今不能進、臣等專言大猾、何也、

叔孫通の漢に降りしとき、儒生弟子達百餘人を従へたり、されども、叔孫通は、此の人々の事を漢王に言上して引き進むることなく、専ら以前の盗人共、壯士達の事を言上して、之れを引き進められたれば、弟子達之れを不平に思ひて、皆内々に叔孫通を罵りて曰はく、「臣等は、叔孫先生に事へて、學問修業をすること、數箇年なり、幸に先生に附き従ひて、漢に降ることを得たり、然るに、今、先生は、臣等を引き進むること能はずして、専ら以前の盗人共、壯士達の如き大なる亂暴人を言上せしむるは、何事ぞ」と、

叔孫通聞之、廼謂曰、漢王方蒙矢石、爭天下、諸生寧能鬪乎、故先言斬將、率旗之士、諸生且待我、我不忘矣、漢王拜叔孫通爲博士、號稷嗣君、

叔孫通弟子達の苦情を聞き、人々に物語りして曰はく、「漢王には、敵の射出たす矢、敵の投げ付くる石を御身に蒙りたまひて、戦場の危険を買して、天下の取り遣りをしたまふ最中なれば、差し向き戦争の役に立つ者こそ入用なれ、諸生は、器物を講みたればとて、何とて能く武器を手にして、人と闘ふことを得べき、されば、先づ敵將を討ち取り、敵の旗を抜き取る勇士を言上して、諸生を跡へ廻したり、諸生暫く我が推挙する時節を待て、我れは決して諸生の事を忘れざるなり」と、漢王には、叔孫通に博士の官を拜命せしめたまひて、稷嗣君と號せしめられけり、稷嗣とは、齊の稷下の風流を繼ぐに足るとの義なりとも、邑の名なりともいへり、

漢五年、已并天下、諸侯共尊漢王爲皇帝、於定陶、叔孫通就其儀號、高帝悉去秦苛儀、法爲簡易、羣臣飲酒、爭功、醉或妄呼、拔劍擊柱、高帝患之、

漢の五年に、漢王已に天下を併呑したまひければ、諸侯共々に漢王を尊びて、定陶の地に於て、皇帝の位に即かせ奉りけり、其の時、叔孫通は、帝號を稱する儀式を成就して、之れを立派に執り行ひけり、高帝には、殘らず秦の苛細なる儀式を除き去りたまひて、總べての法度は、簡易手軽を旨とせられたれば、御酒下されの時に、羣臣御前に酒を飲み、互に手柄の優劣を争ひて、酔ひに乗じて、妄りに高聲を發し、劍を抜きて、柱を撃ちて、亂暴狼藉なることをせしかば、高帝之れを心配したまへり、

叔孫通知上益厭之也、說上曰、夫儒者難與進取、可與守成、臣願徵魯諸生、與臣弟子共起朝儀、高帝曰、得無難乎、

叔孫通主上の益々羣臣の無作法なるを厭ひ嫌ひたまへることを知りて、或る日、主上に説きて曰はく、「全體、儒者といふ者は、書物を讀みて、禮儀を習ふ者なれば、一所に進みて天下を取る役には立ち難けれど、一所に成就せる天下を守りて長久ならしむる役には立つべし、臣願はくは、魯の國の諸生を召して、臣が弟子等と共に、上下の秩序を保つべき朝廷の儀式を起さむことを」と、高帝の曰はく、「それは、殊の外面倒なることにてはあらざるか」と、

叔孫通曰、五帝異樂、三王不同禮、禮者、因時世人情、爲之節文者也、故夏殷周之禮、所因損益可知者、謂不相復也、臣願頗采古禮、與秦儀雜就之、上曰、可試爲之、令易知、度吾所能行爲之、

叔孫通の曰はく、「黃帝軒轅氏、顓頊高陽氏、帝堯高辛氏、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏の五帝は、各々其の音樂を異にし、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王は、各々其の禮儀を同じくせず、禮儀といふ者は、時世と人情とに因りて、之れを程よくし、之れを取り飾る者なるが故に、夏、殷、周三代の禮儀の、三綱五常の大體に因りて、文章制度の過ぎたるを損減し、足りざるを補益せることは、容易く分かるなりと、論語の爲政の篇に孔子の仰せられたるは、即ち時世と人情とに因りて、之れを程よくし、之れを取り飾りて、重ねて前代の禮儀を用ゐざることを謂へるなり、されば、臣願はくは、頗る古代の禮式と秦の儀式とを擇び取りて、之れを雜せ合はせて、今日の儀式を成就せむことを」と、主上の曰はく、「さすれば、試みに之を拵へて見るべし、而して、成るべく之れを分かり易からしめよ、吾が能く行ふべきことを勘考して之れを拵へよ」と、

於是叔孫通使徵魯諸生三十餘人、魯有兩生不肯行、曰、公所事者且十主、皆面諛、以得親貴、今天下初定、死者未葬、傷者未起、又欲起禮樂、禮樂所由起、積德百年而後可興也、吾不忍為公所為、公所為、不合古、吾不行、公往矣、無汗我、叔孫通笑曰、若真鄙儒也、不知時變、

【鄙儒】……田舍翁者なり、

是に於て、叔孫通使者となりて、魯の諸生三十餘人を召したるに、魯に二人の諸生ありて、召しに應じて都へ往くことを承知せずして曰はく、「貴公の今まで奉公して主君と仰ぎたる者は、十人程ありつらむ、而して、貴公は、孰れの主君に對しても、皆面前に媚び諛ひて、機嫌を取りて、親み貴はるゝことを得たり、今、天下は、初めて平定したるばかりにて、戰場に死にたる者は、まだ葬式を營まざず、手屍を負ひたる者は、まだ病牀より起き出でざるに、又朝廷の禮儀音楽を起さむとするは、心なきことなり、禮儀音楽の起る由來といふものは、實に一朝一夕のことにあらず、其の君主たる者、道徳を積み、善行を累ぬること、百年も立ちたる後に、始めて興へべきものなり、吾れは、心に懸つることありて、貴公の仕方を真似兼ねるなり、貴公の仕方は、古人の仕方に合はざれば、吾れは、都へ行かぬなり、貴公は、早く立ち去るべし、我が身を汗し辱むることなかれ」と、叔孫通笑ひて曰はく、「汝は、真に田舍翁者なり、時世の變化を知らぬなり」と、

王孫植の曰はく、兩生の行かざる語を録せるも、亦因りて以て叔孫の人品を著はせるのみと、

遂與所徵三十人西、及上左右為學者、與其弟子百餘人、為綿蕞、野外習之、月餘、叔孫通曰、上可試觀、上既觀、使行禮、曰、吾能為此、廼令羣臣習、

【綿蕞】……綿は、繩張りをして、稽古の場所を仕切るなり、蕞は、茅を束ねて、地に立て、席の高下を分かたなり、【習蕞】……漢書には、蕞を肆に作れり、從ふべし、肆も習ふなり、

叔孫通は不服を唱へたる二人の者を棄て置きて、遂に召したる三十人の諸生と共に、西の方長安の都へ戻りて、其の三十人、及び主上の左右の近臣の日頃學問せる者と、己れの弟子共百餘人とを引き連れて、野外の廣場に出で、繩張りをして、稽古の場所を仕切り、茅を束ねて、地に立て、席の高下を分かちて、朝廷の儀式を習はせしむること、一箇月餘りになりて、其の進退も熟練せしかば、叔孫通言上して曰はく、「主上にも、試みに御一覽あるべし」と、主上には、既に一覽したまひて、禮儀を行はせられたる上にて、仰せられて曰はく、「此のやうなる仕方ならば、吾れにも行ふことを得む」と、斯く仰せありて、羣臣をして、之れを習はせられけり、

凌雅隆の曰はく、吾能爲此と上の度、吾所能行と相應じたりと、

會十月、漢七年、長樂宮成、諸侯羣臣皆朝、十月、儀先平明、謁者治禮、引以次入殿門、廷中陳車騎、步卒衛宮、設兵、張旗志、傳言趨、殿下郎中俠陛、陛數百人、功臣列侯諸將軍軍吏、以次陳西方、東鄉、文官丞相以下、陳東方、西鄉、大行設九賓、臚句傳、

【平明】……夜の引き明けなり、【志】……儀に同じ、旗の類なり、【俠陛】……俠は、袂に同じ、御殿の階段を挟むなり、【大行】……賓客の禮を掌る役なり、【九賓】……九人の賓客を接待する役なり、【臚句傳】……羣客を掌る役にして、即ち通譯官なり、上の言葉を下に傳ふるを臚といひ、下の言葉を上に傳ふるを句といふ、

折りから、時は十月に當たりたり、十月は、漢の正月にして、祝ひ月なり、漢の七年の此の月に、長樂宮落成したれば、其の御祝ひを兼ねて、諸侯及び羣臣は、皆十月に參朝せり、其の日の儀式の次第はといふに、夜の引き明けに先立ちて、謁者の役人當日の禮を治めて、式場を整頓し、人々の身分の順序を逐ひて、殿門より引き入れたり、朝廷の中には、兵車騎馬を陳列し、步卒は、隊伍を組みて、宮殿を警衛し、兵器を設け、旗幟を張りたり、殿門へ入りたる者には、號令を傳へて、足早に歩めと言ふ、御殿の下には、鼓を執りたる郎中の役人、御殿の階段の兩側に立ち並び、其の階段を挟みて、階段毎に數百人あり、功臣、列侯、諸將軍、軍吏の武官の面々は、順序を逐ひて、西の方に陳列して、東へ向ひ、文官の丞相以下の面々は、東の方に陳列して、西の方へ向ひたり、賓客の禮を掌る大行の役人、九人の賓客を接待する役人と、羣客を掌りて上下の言葉を傳へ、其の下の儀法を設せむと欲して、先づ儀を言へること此の如しと、

於是皇帝輦出房、百官執職、傳警引諸侯王以下、至吏六百石、以次奉賀、自諸侯王以下、莫不振恐肅敬、至禮畢、復置法酒、諸侍坐

殿上皆伏抑首以尊卑次起上壽觴九行謁者言罷酒御史執法舉不如儀者輒引去竟朝置酒無敢誼譁失禮者

【註】「罷」……人の引く車なり、「房」……奥の間なり、「執職」……銘の職務を執り守るなり、「傳警」……制し聲を掛くるなり、「置酒」……法式の酒宴を設くるなり、醉ふ程に飲まぬなり、「上壽」……祝杯を差し上げるなり、「觴九行」……杯の数の九度まで廻るなり、「誼譁」……高聲に雜談するなり、

是に於て、皇帝には、御蓋に召されて、奥の間より出でたまへば、百官は、銘に其の職務を執り守りて、制し聲を掛けて、諸侯王より以下、六百石取りの役人に至るまでを引き廻して、順序を逐ひて、賀儀を申し上げさせたるに、諸侯王より以下の面々、此の莊嚴なる儀式に吞まれて、一人として振ひ恐れて肅然として上を敬はざる者なし、さて、奉賀の禮の畢るに至りて、重ねて法式の酒宴を設けられたるに、殿上に待坐せる人と、皆平伏して、首を抑へて、頭を上ぐる者なく、貴賤尊卑の順序を逐ひて、座を起ちて、皇帝に祝杯を差し上げたり、斯くて、杯の数の九度まで廻りたる頃に、謁者の役人酒を福めよと掛け聲せり、其の時、御史は、禮法を執り守りて、儀式通りにせざる者あれば、其の度毎に容赦なく引き立て、其の場を退き去らしめれば、朝賀の禮を済まして、酒宴を設けらるるまで、押し切りて高聲に雜談して、禮儀作法を取り失ふ者なかりけり、

【註】董份の曰はく、陳次歴たり、未だ嘗て闕庭へ至らざる者といへども、亦以て漢の儀を想ふべしと、

於是高帝曰吾廼今日知爲皇帝之貴也廼拜叔孫通爲太常賜金五百斤叔孫通因進曰諸弟子儒生隨臣久矣與臣共爲儀願陛下官之高帝悉以爲郎叔孫通出皆以五百斤金賜諸生諸生廼皆喜曰叔孫生誠聖人也知當世之要務

是に於て、高帝大に満足したまひて曰はく、「吾れ今日になりて、始めて皇帝たることの貴きことを知れり」と、斯く仰せありて、叔孫通に太常の官を拜命せしめられて、金五百斤を賜ひたり、叔孫通をこれに就きて、進み出で、曰はく、「臣が弟子共、儒生等の、臣に隨身して、學問修業せることは、長年の間に於て、此の度、臣と共に朝廷の禮儀を修へたれば、願はくは陛下の此の者共を役人にしたまはむことを」と、高帝には、尤なりと思ひ召されて、之れを残らず郎官としたまひけり、さて、叔孫通は、退出して、己れの官舎へ歸りて、高帝より賜はりたる五百斤の金を残らず諸生に配分せしかば、諸生皆喜びて曰はく、「叔孫先生は、誠に聖人なり、以前は、専ら盜人共、壯士達の如き大なる亂暴人を推舉せられしが、今日は、臣等を推舉せられたり、眞に當世の要務を知られたり」と、

漢九年高帝徙叔孫通爲太子太傅漢十二年高祖欲以趙王如意易太子叔孫通諫上曰昔者晉獻公以驪姬之故廢太子立奚齊晉國亂者數十年爲天下笑秦以不蚤定扶蘇令趙高得以詐立胡亥自使滅祀此陛下所親見今太子仁孝天下皆聞之呂后與陛下攻苦食啖其可背哉陛下必欲廢適而立少臣願先伏誅以頸血汙地

【註】「攻苦」……勤苦するなり、「食啖」……啖は、淡と通ず、淡味の粗物を食ふなり、「適」……嫡子なり、

漢の九年に、高帝叔孫通を太常より徙して、太子の太傅としたまひけり、漢の十二年に、高祖には、御寵愛の戚夫人の腹より出でたる趙王の如意をもて、太子に易へむと思ひ召されしに、叔孫通主上を諫め奉りて曰はく、「昔し、晉の獻公は、驪姫を寵愛せる故をもて、太子の申生を廢して、驪姫の生きたる奚齊を立てしかば、晉の國大に亂るゝこと數十年にして、天下の物笑ひとなりき、又秦の始皇帝は、早く長子の扶蘇を世嗣きに取り極めざりしをもて、趙高をして、末子の胡亥を立てることを得しめて、自ら祖先の祭りを滅ぼさしめき、此の二つは、陛下の親しく見聞したまへることならむ、今、太子の慈仁孝順なることは、天下中の人と、皆之れを承り及びたり、しかのみならず、其の太子の母君なる呂后には、陛下と共に勤苦して、淡味の粗物を召し上がりて、遂に斯くまでなりたまへることなれば、其の情義には背きたまふこと叶ふまじし、陛下には、是非とも御嫡子を廢して、御末子を立てむと思ひ召したまはば、太子の御守り役なる臣は、願はくは太子に先立ちて、誅戮に伏して、臣が頸の血をもて地を汙さむことを」と、

高帝曰公罷矣吾直戲耳叔孫通曰太子天下本本一搖天下振動柰何以天下爲戲高帝曰吾聽公言及上置酒見留侯所招客從太子入見上乃遂無易太子志矣

高帝の曰はく、「貴公は、其の話を罷めよ、吾れは、只今一時の戲れに太子を易へむと言ひたるまでなり」と、叔孫通の曰はく、「太子は、

帝位を承け繼ぎたまふ御方なれば、天下の根本なり、其の根本にして、一たび動搖せば、天下の人心振ひ動かむ、御戯れにも品こそあれ、如何なれば、大切なる天下をもて戯れたまへる」と、高帝の曰はく、「吾れは、昔公の言葉を聴き入れて、太子を易へざるべし」と、高帝には斯く仰せられしかど、内實は、まだ御決心なかりしが、其の後、主上の酒宴を設けたまふに及びて、謂侯の張良の招き寄せたる東園公、綺里季、夏黃公、角里先生といふ四人の老いたる賓客の、太子に附き従ひて、御日通りへ出でたるを見たまひて、主上には、遂に太子を易ふる御志しなくなりけり、此の四人は、其の頃の名士にて、高帝にも兼ねて臣下としたく思ひ召されしかど、四人は、高帝の人を輕蔑したまふを嫌ひて、深く匿れて出でざりしが、張良の計らひにて、遂に太子の賓客となりて、自然に太子の地盤を固むる道具とはなりしなり、
【註】茅坤の曰はく、叔孫は、世を希ひ容れられむことを取れりといへども、然れども、太子を易ふることを諫むる數語を覽るに、凛々然として生氣ありと、

高帝崩、孝惠即位、廼謂叔孫生日、先帝園陵寢廟、羣臣莫能習、徒爲太常、定宗廟儀法、及稍定漢諸儀法、皆叔孫生爲太常所論著也。

【闕】園陵……陵は、天子の墓なり、墓には園あるが故に、園陵といふ、【寢廟】……寢は、神を安んずる所なり、廟は、貌なり、先祖の形貌の存する所なり、

其の後、高帝崩じたまひければ、孝惠帝位に即きたまひて、叔孫生に御物語りありて曰はく、「先帝の園陵寢廟の事は、是れまでの例もなければ、羣臣は、其の取り扱ひ方を能く習ひ知れる者なし、汝宜しく取り調ふべし」と、叔孫生此の仰せを承りて、太子の太傅より、徙りて太常となりて、宗廟の儀式法度を取り極めたり、及び追ひて漢の諸儀式法度を取り極めたるは、皆叔孫生の太常となりて論議著作せるなり、

孝惠帝爲東朝長樂宮、及閒往來、數蹕煩人、廼作複道、方築武庫、南、叔孫生奏事、因請閒曰、陛下何自築複道、高寢衣冠、月出游高廟、高廟漢太祖、柰何令後世子孫乘宗廟道上行哉。

【蹕】……人の往來を止むるなり、【複道】……複は、重なるなり、上下に道あるが故に、複道といふ、【請閒】……手邊の折りを伺ふなり、【高寢衣冠、月出游高廟】……高寢は、高帝の陵寢なり、高廟は、高帝の廟なり、高帝の著用せし衣冠を取り出して、毎月高帝の廟に飾ることをいへるなり、

孝惠帝は、未央宮に住きたまひ、呂太后は長樂宮に住きたまひければ、孝惠帝には、母君の御機嫌伺ひの爲めに、未央宮より東の方の長樂宮へ參朝したまふ時、及び折りくくの御外出にて、度々御道筋の往來止めをせられて、通行人に迷惑を掛くることを氣の毒に思ひ召され、上下二重の複道を拵へさせられて、上を主上の御通路として、下を諸人の通路とせられむとて、其の道を武庫の南に建築せる最中に、叔孫生事を奏聞して、其の序いで、主上の御手邊の折りを伺ひて、言上して曰はく、「陛下には、何とて誰れに御相談もなく、御自身に複道を建築せしめたまへるか、高帝の御陵寢に納まりたる高帝の御衣冠は、毎月高帝の御廟に出遊せり、高帝の御廟は、漢の太祖の御廟にして、此の上もなく大切なり、さるを如何なれば後世子孫の御身なる陛下をして、宗廟へ持ち運ばる、高帝の御衣冠の御通路の上に複道を拵へさせられて、其の上を乗り越えて行かしたまへる、此の儀は御遠慮あるべきなり」と、

孝惠帝大懼曰、急壞之、叔孫生日、人主無過舉、今已作、百姓皆知之、今壞此、則示有過舉、願陛下爲原廟渭北、衣冠月出遊之、益廣多宗廟、大孝之本也。

【過舉】……過失の舉動なり、【原廟】……原は、重なるなり、二重の廟なり、

孝惠帝には、大に懼れたまひて曰はく、「如何にも濟まぬことなれば、急速に複道を破壊せよ」と、叔孫生の曰はく、「人主には過失の舉動なし、今己に其の作事に掛かりたれば、天下の百姓人民は、皆之れを知れり、さるを、今又之れを破壊せば、陛下に過失の御舉動あることを示すこと、ならむ、願はくは陛下の此の建築は其の儘に落成せしめたまひて、更に二重の御廟を渭水の北に拵へたまひて、高帝の御衣冠を毎月陛下の御通路に關係なき新規の御廟の方へ出遊せしめたまはむことを、益々廣く宗廟の數を多くするは、大なる孝道を行ふ本源なり」と、

上廼詔有司立原廟、原廟起以複道故。

【立原廟】主上には喜びたまひて、掛かりの役人に詔を下されて、二重の御廟を渭水の北に立てさせたまひけり、漢に於て、二重の御廟の起こりたるは、此の複道の故をもてなり、

孝惠帝曾春出游離宮、叔孫生日、古者有春嘗果、方今櫻桃孰、可獻、願陛下出、因取櫻桃獻宗廟、上廼許之、諸果獻由此興。

【古者有春嘗果】……呂氏春秋に、仲春の月には羞むるに合桃を以てして、先づ寢廟に薦むとあり、【櫻桃】……合桃なり、和名をゆすら

うめといふ、(鼠)……熱に同じ。
孝惠帝或る時離れ御殿へ出遊したまはむとせしに、叔孫生言上して曰はく、「昔は、春は菓物を嘗むといふことありて、春の月には、菓物を供物として、宗廟に獻する例あり、此の節は、櫻桃の實熟したれば、宗廟に獻するに宜し、願はくは陛下の離れ御殿へ出遊したまは御序いでに、御座中なる櫻桃の實を取りたまひて、宗廟に獻じたまはむことを」と、主上には、之れを許可したまひて、其の熟したる櫻桃の實を宗廟に獻じたまひけり、漢に於て、色々の菓物を宗廟に獻することは、此の時より興これり、

太史公曰、語曰、千金之裘、非一狐之腋也、臺榭之榱、非一木之枝也、三代之際、非一士之智也、信哉、

【腋】……脇の下の毛皮なり、其の毛厚く和らかにして高價なり、(臺榭)……臺は、土を高く盛り上げたる者なり、榭は、臺に屋根ある者なり、榱……垂る木なり、

太史公劉敬、叔孫通の事跡を論評して曰はく、「古語に曰はく、『千金の高價なる皮の著物は、多くの狐の脇の下の毛皮を聚めて仕立てたる者にして、一匹の狐の脇の下の毛皮にて出来たる者にはあらぬなり、高き臺榭の垂る木は、多くの材木を寄せて、組み立てたる者にして、一本の木の枝にて出来たる者にはあらぬなり、之れと同じく、夏、殷、周の三代の興起りたる場合ひは、多くの士人の智慧にて成就したることにして、一人の士人の智慧にて成就したることにはあらぬなり』と、此の語は、如何にも信實なることよ、

夫高祖起微細、定海内、謀計用兵、可謂盡之矣、然而劉敬脫輓輅一說、建萬世之安、智豈可專邪、

【輓輅】夫れ高祖には、門閥もなく、土地もなく、微たる細民より起りたまひて、四海の内を平定したまひしことなれば、一事たりとも御手落ちありては、大業の成就すべきにあらず、其の謀計を運したまひ、兵卒を用いたまひし御仕方は、其の妙を盡くせりと謂ふべし、さりながら、其の關中を棄て、洛陽に都を構へむと思召されし時、劉敬は、邊境の番卒となりて、車の前引きをしたるを止めて、一たび高祖に謁見して、見込みを説きて、高祖の御心を動かして、遂に關中へ遷して、漢家萬世の治安の基礎を建てたるを見れば、いかで他人の智慧を借らずして、専ら一人の智慧を恃むべきことかは、

叔孫通、希世度務、制禮進退、與時變化、卒爲漢家、儒宗、大直若誦、道固委蛇、蓋謂是乎、

【希世】……希は、稀と通ず、世の風向きを見るなり、(儒宗)……儒者の宗匠なり、(大直若誦)……大に真直なる仕方を行ふ者は、屈曲せるやうに見ゆるなり、(道固委蛇)……委蛇は、委運に同じ、迂曲するさまなり、人の仕方といふ者は、言ふまでもなく、迂曲して、真直ならぬなり、

叔孫通は、世の風向きを見て、當今の要務を物考し、漢家の禮儀を制作して、其の身を進退し、初めより自己の見識を立てずして、其の場合ひに連れて變化して、遂に漢家の儒者の宗匠となりぬ、古語に、大に真直なる仕方を行ふ者は、屈曲せるやうに見ゆるなり、人の仕方といふ者は、言ふまでもなく、迂曲して、真直ならぬなりとあり、此の語は、多分叔孫通の秦に事へ、楚に事へ、漢に降りて、始めて其の志しを伸べしが如きことの上の訓ふべきことならむかと、

季布欒布列傳第四十

季布者、楚人也、爲氣任俠、有名於楚、

【爲氣】……己れの氣力を振り舞はずなり、(任俠)……人の頼みを引き受くる男立ての所行をするなり、

季布は、楚の國の人なり、常に己れの氣力を振り舞はして、人の頼みを引き受くる男立ての所行をする性分なりければ、楚の國にて、其の名も高く聞こえたり、

項籍使將兵、數窘漢王、及項羽滅高祖、購求布千金、敢有舍匿、罪及三族、季布匿濮陽、周氏、

【購求】……固むるなり、(購求)……賞金を懸けて探し求むるなり、(舍匿)……止宿せしめて、匿し置くなり、

項籍季布の名前を聞き及びて、兵に將たらしめて、戰場に使ひしに、季布は、度々漢王を困めしかば、項羽の滅亡するに及びて、高祖には、千金の懸賞をして、季布の身を捜し求めたまひて、若し上を俾らずして、押し切りに季布を止宿せしめて、匿し置く者あらば、其の罪は、匿したる者一人に止まらず、其の父方、母方、妻の里方の三族までを残りず誅戮すべしと觸れ示されしが、季布は、此の時、濮陽の周氏の家に匿れ居たり、

又、茅坤の曰はく、季布は、項羽の將となりて、必ず戰功多からむ、太史其の任俠を傳せるに因りて、遂に之れを略せるならむと、

願先自剄季布許之、迺髡鉗季布、衣褐衣、置廣柳車中、并與其家僮數十人、之魯、朱家所賣之。

【注】「迺」……蹤跡を尋ねるなり、「髡鉗」……髪を剃り落すなり、鉗は、鐵の首枷を嵌むるなり、昔の奴隸は、皆此の姿にせられたり、
【褐衣】……毛織りの布子なり、賤しき者の著物なり、「廣柳車」……喪の車なり、柳は、柔なり、色々の飾りの聚まりたるなり、是れ喪の車の飾りなり、喪の車に載せたるは、人に知られぬやうにしたるなり、此の外にも、敷設あれど、姑く此の辭に従ふ、「家僮」……下男下女なり、
【朱家】……朱は、姓なり、家は、名なり、

周氏は、季布の身の上を心配して、季布に語りて曰はく、「漢は、賞金を懸けて、將軍の身を捜し求むること火急にして、將軍の蹤跡を尋ねて、程なく臣が家に來らむとする標子なり、將軍能く臣が言葉を聞き納れたまはば、願はくは捕り方の役人の來らぬ中に、先づ自ら首を掻き落として死なれむことを」と、季布之れを聞き、周氏の言葉を聞き納れむことを許諾せり、是に於て、周氏は、季布を奴隸のやうに髪を剃り落として、鐵の首枷を嵌め、賤しき者の著る毛織りの布子を著せて、人に知られぬやうに、死人を送る喪の車の中に置きて、我が不用なる下男下女數十人と合併して、魯の國の朱家といふ者の所へ往きて、之れを奴隸に賣り渡しけり、是れ朱家の勇氣あるを知りて、季布の爲めに隠しく計らふことは、あちじと思ひたればなり、

朱家心知是季布、迺買而置之田、誠其子曰、田事聽此奴、必與同食、朱家迺乘軺車之洛陽、見汝陰侯滕公、滕公留朱家、飲數日、因謂滕公曰、季布何大罪而上求之急也、滕公曰、布數爲項羽、窘上、上怨之、故必欲得之。

【軺車】……一頭引きの小馬車なり、「汝陰侯滕公」……夏侯嬰なり、此の人、滕縣の令となり、後に汝陰侯となれり、公は、楚の縣令の稱なり、

朱家は、心の中に其の賣り渡されたる男は季布なることを心付きたれば、異議なく之れを買ひ取りて、田畑の中に置きて、其の子に言ひ含めて曰はく、「田畑の仕事は、此の下男の言ふことを聞き納れて、少くも違背すべからず、屹度一所に食事せよ」と、朱家のかやうに言ひ付けたるは、飽くまで季布を作男の如く扱せて、人に知られぬやうにせしなり、朱家は、それより、一頭引きの小車に乗りて、急ぎて洛陽の都へ往きて、高祖の御氣に入りの汝陰侯なる滕公の夏侯嬰に面會せしに、滕公に、兼ねて懸念の中なれば、朱家を引き留めて、差し向ひに

て、酒を飲むこと、數日の間に及びたり、朱家は、種々なる話しの序いでに、滕公に物語りして曰はく、「彼の有名なる季布は、何等の大罪ありて、主上の之れを捜し求めたまふことの火急なるぞ」と、滕公の曰はく、「季布は、度々項羽の爲めに、戰場にて主上を困めたれば、主上之れを怨みたまへり、されば、是非とも彼れを手に入れて、其の返報をしたしと思ひ召さるゝなり」と、

朱家曰、君視季布何如人也、曰、賢者也、朱家曰、臣各爲其主用、季布爲項羽、用職耳、項氏臣可盡誅、邪、今上始得天下、獨以己之私怨、求一人、何示天下之不廣也、且以季布之賢、而漢求之急如此、此不北走胡、即南走越耳、夫忌壯士、以資敵國、此伍子胥所以鞭荆平王之墓也、君何不從容爲上言邪、

【荆平王】……楚の平王なり、荆は、楚の國の一名なり、「資」……手助けをするなり、「從容」……落ち著きたるさまなり、

朱家の曰はく、「貴君の目にては、季布は如何なる人物なりと見受けらるゝぞ」と、滕公の曰はく、「拙者の目にては、賢才ある者と見受けられたり」と、朱家の曰はく、「凡そ人臣たる者は、銘々に其の主君の爲めに用おかれて働く者なり、季布は、項羽の爲めに用おかれて働きたることなれば、其の働きたるは、己れの職分なるのみ、項氏の爲めに働きたる者を誅戮せられむとならば、項氏の臣下は、残らず誅戮せらるべきか、残らず誅戮せらるゝものにはあらざらむ、今、主上には、始めて天下を手に入れたまひて、人心もまだ十分に服せざるに、獨り己れの私の怨みをもて、一人の季布を捜し求めたまへり、何とて天下に御心を示したまへることの廣大ならざるぞ、しかのみならず、季布の賢才なるをもて、漢の之れを捜し求むることの火急なること此の如くならば、彼れは、北の方胡へ逃げ走らば、即ち南の方越へ逃げ走りて、捕り方の手を免れむのみ、全體、屈辱なる壯士を忌み嫌ひて、敵國の手助けをするは、此れ伍子胥の己れの父兄を荆の平王に殺されたるを恨みて、吳の國へ逃げ走りて、吳土の閭闔に用おかれて、閭闔を勤めて、荆を伐ちて、平王の墓を掘り返して、其の死骸を鞭撻したる譯けなり、季布若し胡、越へ逃げ走らば、後日に如何なる禍を生ぜむ計り難し、貴君には、何とて主上の御手達きの折りに、從容として落ち著きて、主上の爲めに此の事を言上せられぬぞ」と、

汝陰侯滕公心知朱家大俠、意季布匿其所、迺許曰、諾、待閒、果言如朱家指、上迺赦季布、當是時、諸公皆多季布、能擢剛爲柔、朱家

亦以此名聞當世季布召見謝上拜爲郎中

【指】…指は、旨と通ず、趣意なり、【多】…重んずるなり、

【指】汝陰侯の滕公は、心の中に朱家の大なる男氣あることを知り、季布の朱家の家に匿れたることを推察して、高祖に言上せむことを許して曰はく、「委細承知せり」と、其の後、滕公高祖の御手邊の折りを待ちて、果たして朱家に許したる通り、朱家の説きたる趣意の如くに言上せしかば、主上には、季布を赦免したまひけり、是の時に當たりて、身柄の高き諸公は、皆季布の日頃の剛氣を折り懼きて、周氏の言葉に従ひて、柔順になりたることを感心なりとて重んじたり、朱家も、亦此の季布の一條をもて、其の名當時の世の中に聞こえたり、さて、季布は、高祖の御前へ召し出だされて、拜謁して、赦免になりたる御禮を申し上げたるに、主上には、季布に郎中の官を拜命せしめたまひけり、【凌雅】の曰はく、兩つの心知の字は、一意にして、皆史氏の揣摩の言なりと、○陳仁錫の曰はく、……皆多季布能推剛爲柔……此の句、子長の妙、心に發する所にして、言外に別旨ありと、

孝惠時爲中郎將單于嘗爲書嫚呂后不遜呂后大怒召諸將議之上將軍樊噲曰臣願得十萬衆橫行匈奴中諸將皆阿呂后意曰然

【單于】…天の廣大なるさまなり、匈奴の天子の稱なり、【嫚】…慢に同じ、輕蔑するなり、【不遜】…無遠慮なるなり、【橫行】…大手を振って歩くなり、

【單于】孝惠帝の御治世に、季布は、昇進して中郎將となりぬ、匈奴の單于は、其の前方に、手紙を認めて、漢へ差し送りて、呂后の事を輕蔑して、無遠慮なる文を立立てしかば、呂后大に怒りたまひて、諸將を召して、評議せられしに、上將軍の樊噲の曰はく、「臣願はくは十萬人の同勢を得て、匈奴の中を大手を振って歩き廻りて、彼れの膽玉を奪はむことを」と、諸將は、皆呂后の御意に阿り諛ひて曰はく、「樊噲の見込みは尤なり」と、

季布曰樊噲可斬也夫高帝將兵四十餘萬衆困於平城今噲柰何以十萬衆橫行匈奴中面欺且秦以事於胡陳勝等起于今創痍未瘳噲又面諛欲動搖天下是時殿上皆恐太后罷朝遂不復

議擊匈奴事

【其の時】季布は、大聲を揚げて曰はく、「樊噲は、切り棄てらるべし、夫れ高帝には、四十餘萬の大衆の總大將となりたまひて、匈奴へ押し出したまひしかど、平城に於て圍まれて、大に困難したまひき、ざるを、今、樊噲は、僅に十萬人の小勢をもて、匈奴の中を大手を振って歩き廻らむとは、何事ぞ、是れ眼前に上を欺き奉るなり、しかのみならず、秦は、胡を撃つことを仕事とせしをもて、陳勝等其の處に乗じて、起り立てり、それより騷亂打ち續きて、今日までも、戰場に手紙を負ひたる者は、まだ平癒せずして、病牀に在り、ざるを、樊噲は、又眼前に上を欺び諛ひて、天下を動搖せむと思へるは、何事ぞ」と、是の時、御殿の上に控へたる人々は、季布の少しも憚ることなく言ひ放たるを見て、皆如何様になり行くべきかと氣遣ひしが、太后には、御不與にて、其の日の朝議を罷めさせられて、大典へ入りたまひけり、されども、季布の一言によりて、遂に重ねて匈奴を撃たむ事を評議せられずして、此の一條は立ち消えとなりけり、

季布爲河東守孝文時人有言其賢者孝文召欲以爲御史大夫又有言其勇使酒難近至畱邸一月見罷

【使酒】…酒の上にて氣力を使ふなり、即ち酒亂なり、【邸】…都に設けたる郡守の邸宅なり、【見罷】…拜謁の後に、歸郡を命ぜられたるなり、

【使酒】季布は、其の後、河東郡の太守となりけるが、孝文帝の御治世に、或る人季布の賢才あることを言上する者ありければ、孝文帝には、之れを召し寄せたまひて、御史大夫とせむと思し召されしに、又其の武勇にして、酒の上にて氣力を使ひて、亂暴なることをするが故に、親み近づけ難き由を言上する者ありければ、季布は、召されて上京して、都に設けられたる郡守の邸宅に逗留すること、一箇月程にして、其の儀は、御沙汰止みとなりて、拜謁の上、御用濟みにて、歸郡を仰せ付けられたり、

季布因進曰臣無功竊寵待罪河東陛下無故召臣此人必有以臣欺陛下者今臣至無所受事罷去此人必有以毀臣者夫陛下以一人之譽而召臣一人之毀而去臣臣恐天下有識聞之有以闕陛下也上默慙良久曰河東吾股肱郡故特召君耳布辭之官

くることを待つが如くなればなり、〔以臣欺陛下〕……安りに臣を賢才あるやうに言上して、陛下を欺くなり、〔有謀〕……思慮分別ある者なり、〔圖陛下〕……陛下の心の淺深を窺ひ見るなり、〔股肱〕……股は、臂なり、手足といはむが如し。

季布は、其の儘御服を賜はりたるに因りて、主上の御前へ進み出で、言上して曰はく、「臣は、何等の功勞もなく、辱くも恩寵を蒙りて、罪を河東に待ちて、郡守の職を奉ずることを得たり、然るに、此の度、陛下には、何等の御用向きもなくして、臣を召されたるは、此れ何人か、屹度安りに臣を賢才あるやうに言上して、陛下を欺きたる者あるに因るならむ、今、臣は、御召しによりて上京せしに、何事の御沙汰をも受くることなくして、御服を賜はりたるは、此れ何人か、屹度臣が身を譏言せる者あるに因るならむ、夫れ陛下には、一人の譽めたるをもて、臣を召したまひ、一人の譏言せるをもて、臣を退け去りたまへり、斯く輕率なる御仕方にては、臣は、天下の思慮分別ある者の、之れを承り及びて、陛下の御心の淺深を窺ひ見るにあらむことを氣遣ひ奉るなり」と、主上には、之れを聞きたまひて、默然として御挨拶なく、慙ぢ入りたまふ御様子ありしが、良久くして、仰せられて曰はく、「河東の地方は、他の地方と違ひて、吾が股肱手足と頼みたる大切なる郡なるが故に、特別に貴君を召して、土地の様子を尋ねたるまでなり」と、季布は、是非なく御服を申し上げて、河東の任所へ赴きけり。

〔倪思の曰はく、進退此の如きは、本と自ら言ひ難し、氣動く詞直きこと、千古を戒むるに足れり、寫して默懸良久に至りて、忽ち一語を得たり、佳なる處は、正に特の字に在り、君臣の眞態、此に於て見るべしと、

楚人曾丘生辯士、數招權顧金錢、事貴人趙同等、與竇長君善、季布聞之、寄書諫竇長君曰、吾聞曹丘生非長者、勿與通、及曹丘生歸、欲得書請季布、竇長君曰、季將軍不說足下、足下無往、固請書遂行。

〔招權〕……貴人に取り入りて、權勢を招き求めて、人の依頼に應じて、身分の世話などをするなり、〔顧金錢〕……謝禮の金錢を受けむことを念ふなり、〔趙同〕……官者の趙談なり、漢書には、趙談に作れり、談は、司馬遷の父の名なるが故に、之れを諱み避けて、同と改めたるなり、〔竇長君〕……孝景帝の舅なり、〔請季布〕……季布に而會を請ふなり。

楚の人曹丘生といふ者ありて、能辯の士なりけるが、此の人は、毎度貴人に取り入りて、權勢を招き求めて、人の依頼に應じて、身分の世話などをして、謝禮の金錢を受けむことを念頭に掛けて、それが爲めに、常に貴人の趙同等の機嫌を取り、孝景帝の舅の竇長君と中善く交はりたり、季布之れを聞き及びて、河東郡より手紙を寄せて、竇長君を諫めて曰はく、「吾れの聞き及びたるには、曹丘生といふ者は、狡猾なる人物にて、竇大の長者にあらずとのことなれば、此の者と交通せられぬやうにせよ」と、曹丘生は、斯くとも知らず、楚へ歸らむとするに及びて、竇長君の添へ書を買ひ受けて、季布に而會を請はむと思ひしに、竇長君の曰はく、「季將軍は、足下の事を満足せざる様子なれば、足下は、季將軍の許へ往かれぬやうにせよ」と、されども、曹丘生は、是非とも添へ書を買はれと請ひて、遂に之れを買ひ受けて、發足せり。

使人先發書、季布果大怒、待曹丘、曹丘至、即指季布曰、楚人諺曰、得黃金百斤、不如得季布一諾、足下何以得此聲於梁、楚間哉、且僕楚人、足下亦楚人也、僕游揚足下之名於天下、顧不重邪、何足下距僕之深也、季布廼大說、引入、留數月、爲上客、厚送之、季布名所以益聞者、曹丘揚之也。

〔使人先發書〕……先づ人に竇長君の添へ書を持たせ遣りて、季布をして、之れを開封せしむるなり、〔指〕……兩手を組み、胸先に當て、頭を下げて、會釋するなり、〔聲〕……名聲なり、〔游揚〕……譽め散らすなり。

曹丘生は、河東郡へ到着して、先づ人に竇長君の添へ書を持たせ遣りて、季布をして、之れを開封せしめしに、季布は、果たして竇長君の言ひたる通り、大に怒りて、曹丘生を待ち受けたるに、然るに、曹丘生は、其の跡より、季布の家へ至りて、即座に季布に掛禮を行ひて曰はく、「楚の人の言ひ習はしに曰はく、『黃金百斤を得むよりは、季布の一度の承諾を得むに如かじ』と、足下は、何の譯けをもて、此のやうに盛んなる名聲を梁、楚二國の間に得られたるか、其の上、僕は、楚の人なり、足下も、亦楚の人なり、同國の好しきをもて、僕の口先より足下の名前を天下中に譽め散らしたるには、念ふに足下の身に取て重大なる利益ならざらむや、さるを、何故に、足下は、僕を拒絶せらるることの執念深きか、台點のゆかぬことなり」と、季布之れを聞き、大に満足して、奥の間に引き入れて、數箇月の間逗留せしめて、上等の客人として扱ひて、手厚く之れに進物を送りけり、されば、季布の名譽の益々、天下に聞こえたる譯けは、曹丘生の之れを譽め立てたるに因れり。

季布弟季心、氣蓋關中、遇人恭謙、爲任俠、方數千里、士皆爭爲之、死嘗殺人、亡之、吳從袁絲、匿、長事袁絲、弟畜灌夫、籍福之屬、嘗爲中司馬、中尉、郅都、不敢不加禮、少年多時、時竊籍、其名以行、當是時、季心以勇、布以諾、著聞關中。

〔蓋關中〕……關中を掩ひ包むなり、〔袁絲〕……袁盎、字は絲といふ、後に傳あり、〔畜〕……養ふなり、〔中司馬〕……中尉の司馬なり。

【籍其名】……季心の名前を借用して、其の仲間なりと言ひ稱らすなり。
 【季布の弟を季心といふ、此の人の氣象は、關中を掩ひ包む程に廣大なれど、人を待遇するには、恭敬にして、謙遜なり、而して、人の頼みを引き受くる男立ての所行をしたれば、數千里四方の間の士人は、皆我れ後れじと、先を争ひて、季心の爲めに、一命を抛たむとせり、或る時、季心は、人を殺して逃亡して、吳の國へ往きて、竊に隨身して、其の家に匿れて、竊に目上として事へ、灌夫、籍福の類を弟分として養ひけり、又或る時、季心は、中尉の司馬となりけるが、其の上役の中尉の郡都は、手荒き人なれど、特に季心に對しては、決して無禮なることをせざりけり、季心の評判殊の外善かりければ、其の頃の少年達は、多く折り／＼内にて季心の名前を借用して、其の仲間なりと言ひ稱らして、世間に往來せり、是の時に當たりて、季心は、勇氣の強きを以て、關中に著はれ聞こえ、季布は、承諾を重んずるをもて、關中に著はれ聞こえて、此の兄弟の評判は、負けず劣らず、關中に響き渡りたり、
 【陳仁錫の曰はく、……季布爲氣任俠……季心氣蓋關中……爲任俠……太史公の文を變ふること甚だ妙なりと、

季布母弟丁公爲楚將、丁公爲項羽、遂窘高祖彭城西、短兵接、高祖急、顧丁公曰、兩賢豈相厄哉、於是丁公引兵而還、漢王遂解去、及項王滅、丁公謁見高祖、高祖以丁公徇軍中、丁公爲項王臣、不忠、使項王失天下者、廼丁公也、遂斬丁公、曰、使後世爲人臣者、無效丁公、

【母弟】……同腹の弟なり、即ち胤變はりの弟なり、【丁公】……楚漢春秋に云はく、薛の人なり、名は固といふと、【短兵】……刀劍の類なり、【兩賢豈相厄哉】……兩賢は、丁公と高祖とを指す、兩人の賢者はいかで困らせ合ふことをすべしといふことなり、【徇】……徇れ示すなり、
 【季布の胤變はりの弟の丁公は、楚の將となりけり、丁公は、項羽の爲めに、高祖を彭城の西に逐ひ撃ちて、之れを困めて、刀劍をもて接戦する程の手詰めの場合ひになりて、高祖の御身危急なりければ、追ひ掛け來れる丁公を顧みたまひて曰はく、「足下も吾れも賢者なり、兩人の賢者は、いかで困め合ふことをすべし」と、是に於て、丁公は、己れを賢者の仲間にならざらるに満足して、兵卒を引き揚げて、立ち戻りければ、漢王には、遂に圍みを解きて、逃げ去りたまひけり、其の後、項王の滅亡するに及びて、丁公は、高祖を見送したる恩賞に與らむとて、名札を差し出して、高祖に御目通りを願ひしに、高祖には、丁公を捕へて、軍中に徇れ示されて曰はく、「丁公は、項王の臣下となりて不忠なり、敵なる吾れを見送して、項王をして、天下を失はしめたる者は、丁公なり」と、遂に丁公を切り棄てられて曰はく、「後世の人臣たる者をして、丁公の眞似をして、二心を懐くことなからしめむとて、かやうに仕置きするなり」と、

【孝坤の曰はく、丁公を附けたるは、只高帝の季布を殺さる上に因りて帶び出だし來れりと、○余有丁の曰はく、以下（季布母弟云々を指す）の數語に十の丁公の字を連用せりと、

樂布者、梁人也、始、梁王彭越爲家人時、嘗與布游、窮困、賃傭於齊、爲酒人保、

【家人】……庶人なり、平民なり、【賃傭】……雇はれて賃仕事をするなり、【酒人保】……酒造家の雇ひ人なり、雇ひ人には身元の保證人あるが故に、雇ひ人のことを保といふ、
 【樂布は、梁の國の人なり、最初に、梁王の彭越のまだ平民の身分にてありし時、嘗て樂布と交はり遊びしが、其の頃、彭越は、殊の外困窮して、齊の國へ往きて、賃仕事をし、或る酒造家の雇ひ人となりけり、

數歲、彭越去之、巨野中爲盜、而布爲人所略、賣爲奴於燕、爲其家主、報仇、燕將臧荼舉以爲都尉、臧荼後爲燕王、以布爲將、及臧荼反、漢擊燕、虜布、梁王彭越聞之、廼言上、請贖布、以爲梁大夫、

【巨野】……廣き野原なり、【略賣】……人をかどはかすなり、【家主】……己れの身を買ひ取りたる主人なり、【贖】……金を納めて罪を抜き取るなり、

【其の後、數年立ちて、彭越は、其の酒造家を立ち去りて、廣き野原の中へ往きて、盜人となりけり、而して、樂布は、人にかどはかされて、燕の國の人の手に渡りて、下男となりけるが、其の奉公中に、己れの身を買ひ取りたる主人の爲めに仇を報いたることありけり、燕の將の臧荼、其の勇氣あるを聞き及びて、之れを擧げ用ゐて、都尉とせり、臧荼は、其の後、燕王となりければ、樂布をもて、將とせり、臧荼の謀反するに及びて、漢は、燕を撃ちて、樂布を生け捕りしに、梁王の彭越、之れを聞き及びて、平民の世渡りをせし頃の昔し馴染みのことなれば、主上に言上して、金を納めて、樂布の罪を抜き取りて、梁の大夫とせり、

【陳仁錫の曰はく、太史公の樂布、彭越の二人の始めを殺せるに、一は爲家人、一は爲酒保、一は爲奴、四つの爲の字を連用して、相形はせること、甚だ妙なり、漢書に爲盜を削り去れるは、非なりと、

使於齊、未還、漢召彭越、責以謀反、夷三族、已而梟彭越頭於雒陽、

下詔曰有敢收視者輒捕之布從齊還奏事彭越頭下祠而哭之吏捕布以聞上召布罵曰若與彭越反邪吾禁人勿收若獨祠而哭之與越反明矣趣亨之

【集】獄門に懸くるなり、「收視」……晒したる首を取り片付くるなり、「亨」……烹と通ず、

斯くて、栞布は、彭越の命を受けて、齊の國へ使ひに往きて、まだ立ち戻らざる中に、漢に於ては、彭越を都へ召し寄せられて、謀反せし廉を咎められて、其の父方と母方と妻の里方との三族までも残らず誅滅せられたり、己にして、彭越の首を魯陽の獄門に懸けられて、詔を下されて曰はく、「上をも憚らず、押し切りて彭越の首を取り片付くる者あらば、其の度毎に、之れを召し捕るべし」と、折りから、栞布は、使者の用事を済まして、齊の國より立ち戻りしに、其の留守中に騒動起りて、彭越は、己に晒し物となりたれば、栞布は、彭越の首を懸けたる獄門臺の下へ往きて、使者の用事の済みたる旨を奏聞して、其の靈を祭りて、聲を放ちて、打ち泣きたり、捕り方の役人斯くと見て、栞布を召し捕りて、奏聞せしかば、主上には、栞布を御前に召されて、之れを罵りたまひて曰はく、「汝は、彭越と一所に謀反せるか、吾れ人を禁じて、彭越の首を取り片付けぬやうにせしめたるに、汝は、獨り其の靈を祭りて、聲を放ちて、打ち泣きたり、是れにて見れば、汝が彭越と一所に謀反せること明白なり、そこに控へたる者共よ、早くそれなる栞布を引き立て、烹殺すべし」と、

方提越湯布顧曰願一言而死上曰何言布曰方上之困於彭城敗滎陽成臯間項王所以遂不能西徙以彭王居梁地與漢合從苦楚也當是之時彭王一顧與楚則漢破與漢而楚破

【合從】……組み合ふなり、戰國の時の六國合從といふ通り言葉の名残りなり、

人とは、主上の仰せを承りて、即座に栞布を引き立て、湯のある處へ連れ行かむとせしに、栞布は、引き立てられながら、主上の方を振り返りて曰はく、「烹殺さるゝは覺悟の上なれど、願はくは只一言を申し上げて死なむことを」と、主上の曰はく、「何を言はむと存ずるぞ」と、栞布の曰はく、「餘の儀にあらず、主上の彭城に困たまひ、滎陽と成臯との間に敗れたまひし時に當たりて、項王の遂に全力を盡くして西の方へ徙りて一息に主上を攻め潰さざりし露けは、彭王の梁の地に居て、漢と合從謀略して楚を苦めたるをもてなり、是の時に當りて、彭王一たび顧みて、楚と組み合ひたらば、漢は忽ち破れたらむ、漢と組み合ひたるが故に、楚は破れたるなり、」

【唐順之の曰はく】越今既に漢に與みせり、乃ち一つの而の字に換へたり、文に輕重あること、此の如しと、

且垓下之會微彭王項氏不亡天下已定彭王割符受封亦欲傳之萬世今陛下一徵兵於梁彭王病不行而陛下疑以爲反反形未見以苛小案誅滅之臣恐功臣人人自危也今彭王已死臣生不如死請就亨於是上廼釋布罪拜爲都尉

【割符】……諸侯とする證據の割符を二つに分けて、其の半分を天子の手に置き、半分を諸侯に渡すなり、「苛小」……些細なる廉なり、

しかのみならず、垓下の會戰の時にも、若し彭王なかりせば、項氏は決して滅亡せざらむ、彭王は、漢に對して此の如く大功あるが故に、天下の已に平定したる後に、諸侯とする證據の割符を二つに分けて、其の半分を陛下の御手に置かれ、半分を己に渡されて、封邑を受けられたれば、其の心にも亦之れを子と孫との萬世にまで傳へたく思ひたるなり、さるを、今陛下には、一たび兵を梁に召されて、軍役を仰せ付けられしに、彭王は、折り願ひし、病氣にて出張せざりしを、陛下には、直ちに之れを疑ひたまひて、謀反の意ありと思ひ召されて、實際に謀反の形跡もまだ見えざるに、病氣にて引籠もりたる些細の廉をもて、其の罪を吟味せられて、之れを誅滅したまへり、此のやうなる御仕向けにては、臣は、漢家の功臣の銘々に自ら不安心に思はむことを氣遣はるゝなり、今彭王は、最早死にたることなれば、臣が生けるは、死ぬるに劣りたれば、此の一言を申し上げたる上は、何卒早く烹殺されむことを請ふ」と、以上、栞布の言葉なり、是に於て、主上には、栞布の言葉を尤なりと思ひ召されて、其の罪を赦免せられて、都尉の官を拜命せしめられけり、

孝文時爲燕相至將軍布廼稱曰窮困不能辱身下志非人也富貴不能快意非賢也於是嘗有德者厚報之有怨者必以法滅之吳軍反時以軍功封俞侯復爲燕相燕齊之間皆爲樂布立社號曰樂公社

【下志】……忍びて志しを屈するなり、「吳軍」……漢書には、吳楚に作れり、

孝文帝の御治世に、栞布は、燕の相國となり、又昇進して、將軍に至りけり、栞布は、身分も貴くなりたれば、常に自ら唱へて曰はく、「困窮したる時に、忍びて其の身を辱め、忍びて其の志しを屈して、時節の來るを待つこと能はざれば、人間にはあらざるなり、富貴になりたる

時に己の思ふ存分に其の意を快くすること能はざれば、賢者にはあらずるなり」と、是に於て、前方に恩徳ありし者には、手厚く之れに恩返しをし、其の遺恨ある者は、屹度法律をもて、之れを滅ぼしけり、吳、楚七國の謀反せし時、欒布は、軍功をもて、俞侯に封せられて、重ねて燕の相國となりぬ、燕、齊二國の間にては、皆其の徳義を慕ひて、欒布の爲めに、社を立て、欒公社といひて、之れを崇め祭りけり、

陳仁錫の曰はく、欒布の語に託して、布の始末を結べるは、甚だ妙なり、傳の中に多く此の法を用ゐたりと、

景帝中五年、薨、子貴嗣、爲太常、犧牲不如令、國除、

【犧牲】……天地宗廟の祭りに供ふる牛なり、

【國除】孝景帝の中五年に、欒布薨去しければ、其の子の貴といふ者、跡目を嗣ぎて、太常となりぬ、然るに、天地宗廟の御祭りに供ふる牛の品柄の天子の命令の如くならざる廉をもて、其の國上へ取り上げられけり、

太史公曰、以項羽之氣、而季布以勇顯於楚、身履典軍、率旗者數矣、可謂壯士、

【壯士】……一説には、廉は、一本には廉に作れり、典は、主なるなり、度々軍務を主なるなりといひ、又一説には、廉典の二字は、覆の字の誤まりて分かれたるにて、敵軍を覆すなりといへり、漢書には、廉軍に作れり、敵軍を踏み潰すなり、【率旗】……敵の旗を抜き取るなり、

太史公季布、欒布の事跡を論贊して曰はく、「項羽の大勇氣あることは、天下萬人の知れる所にして、楚の國には、獨り項羽あるを見るのみ、餘人の勇氣は、人の目に入らぬなり、かばかりの大勇氣ある項羽の下に在りて、季布は、勇氣をもて、楚の國に顯はれて、其の身は度々軍務を主りて、戰場に臨みて、敵の旗を抜き取りたることも度々なりき、季布は、實に屈竟なる壯士なりと謂ふべし、

然被刑戮、爲人奴、而不死、何其下也、

【下】さりながら、項羽の滅せし後に、周氏の家に匿れ忍びて、奴隷のやうに髮の毛を剃り落とされ、殿の首枷を誅めらる、刑戮を被りて、朱家の下男となりても、命を惜みて死なざりしを見るに、何とて其の人品の斯くまで下落せるものか、

彼必自負其材、故受辱而不羞、欲有所用其未足也、故終爲漢名將、

【未足】……また用盡くさずして餘りあるなり、

季布の斯くまで身を落として、卒抱せしは、彼れは、屹度我れには十分の器量ありと自負せしが故に、大なる恥辱を受けても、面目な

しと思はずして、其のまだ用盡くさずして餘りある働きを用ゐる場合ひあらむと思ひたればならむ、此のやうに恥辱を忍びたればこそ、終に漢の名將となりて、其の自負したる器量を十分に顯はすことを得たるなれ、

賢者誠重其死、夫婢妾賤人、感慨而自殺者、非能勇也、其計畫無復之耳、

【賢者】賢者は、誠其の死を重んじて、決して容易く死することなきものなり、全體、婢妾婦女子の輩の、一時の事を残念なりと感慨して、自殺するは、能く勇氣ありて其の死を遂ぐるにはあらずして、實は其の計畫の重ねて恥辱を取り返すべき力なきに因るのみ、

欒布哭彭越、趣湯如歸者、彼誠知所處、不自重其死、雖往古烈士、何、以加哉、

【趣湯】さりながら、人は死なねばならぬ場合ひに、潔く死を決せざるべからず、欒布の漢の嚴禁を犯して、彭越の首に對して復命して、聲を放ちて、打ち泣きて、奈殺さるべき湯のある處へ連れ行かるること、己れの家へ歸るが如く平氣なりしは、彼れは誠死すべき場合ひに其の身を處することを知りて、自ら其の死を重んぜざりしなり、往古の義烈なる士といふとも、何を以て之れに加へて、其の上に出づることあらむし、

陳仁錫の曰はく、二布は、皆任侠なるが故に、傳を同じくせりと、○鄧以讀の曰はく、一篇全く是れ俠氣なり、文勢語氣に至るまで、然らざるることなし、某人の傳を爲りて、某人の形狀を作すは、最も是れ史公の妙處なりと、○茅坤の曰はく、太史公の極めて心を苦めたる處は、都て是れ自家の一片の胸臆を描寫せりと、○凌約言の曰はく、太史公の凡べて士の隱忍して死なざる者に於て、必ず嘖々として口に容れざるは、豈其の本志ならむや、自ら明かし、且つ其の憤悶無聊の情を舒べむと欲するにあらざるはなしと、

袁盎鼂錯、列傳第四十一

袁盎者、楚人也、字絲、父故爲羣盜、徙處安陵、高后時、盎嘗爲呂祿舍人、及孝文帝卽位、盎兄噲任盎爲中郎、

【任】……身元を保證するなり、

袁盎は楚の國の人なり、字は絲といふ、其の父は以前は、大勢の盜賊共の仲間に入りて、惡事を働きたしが、其の後、徙りて安陵に住居せり、高后の御治世に、袁盎は、嘗て高后の御一門なる呂嬃の舍人となりしが、孝文帝の位に即きたまふに及びて、袁盎の兄の袁嗇、袁盎の身元を保證して、中郎の官に役付けたり。

絳侯爲丞相朝罷趨出意得甚上禮之恭常自送之袁盎進曰陛下以丞相何如人上曰社稷臣盎曰絳侯所謂功臣非社稷臣社稷臣主在與在主亡與亡方呂后時諸呂用事擅相王劉氏不絕如帶是時絳侯爲太尉主兵柄弗能正呂后崩大臣相與共畔諸呂太尉主兵適會其成功所謂功臣非社稷臣丞相如有驕主色陛下謙讓臣主失禮竊爲陛下不取也

【意得甚】...甚だ得たり顔をするなり、「自送之」...漢書には、目送之に作り、折りから、絳侯の周勃、丞相となりて、朝廷より其の日の政務を罷めて、早足に歩みて退出するときに、吾れこそは大臣なれといはむばかりに、甚だ得たり顔をして、主上には、之れを禮遇したまふこと、極めて丁寧にして、常に自ら之れを送り出でたまひしかば、或る日、袁盎御前へ進み出で、主上に言上して曰はく、「陛下にしては、丞相を如何なる人物なりと思召さるるか」と、主上の曰はく、「社稷國家を保護する臣なり」と、袁盎の曰はく、「絳侯は、世間にて取沙汰せる功臣にして、社稷國家を保護する臣にはあらず、社稷國家を保護する臣といふ者は、主君の存在するときは、己れも共に存在し、主君の滅亡するときは、己れも共に滅亡し、主君と共に休戚を同じくする者なり、絳侯は然らず、呂后の御治世に方たりて、其の御一門なる呂氏、事を取り扱ひて、自儘に互に王となりて、劉氏の血脈の絶えざることは、僅に細き帯びの如し、是の時、絳侯は、太尉となりて、兵權を握りながら、之れを傍觀して、其の不法なることを咎め正すこと能はざりき、其の後、呂后崩じたまひて、大臣連の申し合はせて、呂氏連に難に及んで、太尉は、兵權を握りたるをも、丁度折り善く其の手柄を成就せり、此の譯けなれば、絳侯は、世間にて取沙汰せる功臣にして、社稷國家を保護する臣にはあらずるなり、然るに、丞相の退出するときは、此の譯に、吾れこそは大臣なれといはむばかりに、甚だ得たり顔をして、主上に對して、驕り高ぶる氣色あるが如し、さるを、陛下には、反りて丞相に對して、謙遜辭讓したまへり、是れ陛下も主君も共に禮儀を失へるなり、臣は、内々陛下の爲めに善き事なりとして、取らざるなり」と、

後朝上益莊丞相益畏已而絳侯望袁盎曰吾與而兄善今兒廷

毀我益遂不謝

【莊】...威儀の莊嚴なるなり、「望」...不足と思ふなり、「兒」...小兒なり、袁盎を指す、其の後、丞相の周勃は、例の如くに參朝せしに、主上の御様子を見れば、變はりて、御目通りの度に、益々威儀を莊嚴にしたまひければ、丞相は、益々畏れ懼りけり、己にして、絳侯の周勃は、主上の御様子の変はりたるは、袁盎の助言より出でたることを聞き込みて、袁盎の所爲を不足に思ひて、苦情を述べて曰はく、「吾れは、汝が兄の袁嗇と懇意なるに、今、汝は、小兒の分際として、朝廷にて我れを譏言せることを不買なれ」と、袁盎は之れを聞き流して、遂に一言の詭をせざりけり、

及絳侯免相之國國人上書告以爲反徵繫清室宗室諸公莫敢爲言唯袁盎明絳侯無罪絳侯得釋盎頗有力絳侯乃大與盎結交

【清室】...漢書には、請室に作り、請室は、罪を請ふ室なり、從ふべし、其の後、絳侯の周勃の丞相を免せられて、己の國へ往くに及びて、其の國の人書面を差し上げて、周勃は謀反せりと告げたれば、主上には、絳侯を召されて、之れを捕へて、罪を請ふ室の中に繋ぎ置きたまひしに、天子の御一門、及び歴々の諸公は、皆上を憚りて、押し切りに絳侯の爲めに罪なきことを言上する者なかりしが、唯々獨り袁盎のみは、絳侯の罪なきことを明白に言上せしかば、其の御蔭にて、絳侯は、赦免せらるゝことを得たり、此の事に就きては、袁盎の骨折り頗る多かりければ、絳侯深く感心して、是れより大に袁盎と交はり結びけり、

淮南厲王朝殺辟陽侯居處驕甚袁盎諫曰諸侯大驕必生患可適削地上弗用淮南王益橫及棘蒲侯柴武太子謀反事覺治連淮南王淮南王徵上因遷之蜀檻車傳送

【淮南厲王】...高祖の子なり、名は長といふ、「辟陽侯」...袁盎の諫言なり、「適」...通と通ず、置責するなり、【棘蒲侯柴武太子】...棘蒲侯の柴武は、高祖の功臣なれば、其の子を太子といふべからず、當時の獄詞の誤まりならむといへり、【檻車】...四方を板張りしたる車なり、其の後、淮南の厲王入朝して、辟陽侯の宴食其を殺害し、平素の學動甚だ驕り高ぶりたれば、袁盎主上を諫めて曰はく、「近頃、諸侯は、大

に歸り高ぶれば、屹度後日の患害を生ぜむ、今の中に不法の罪を誣責したまひて、其の領地を削り取りたまふべし」と、主上には、之れを用いたまはざりしかば、淮南王は益々專横にして、少しも上を仰らざりけり、然るに、高祖の功臣なる黥、彭越、張敖の子の謀反せる事の露顯するに及びて、其の罪を吟味せしめられしに、淮南王まで引き合ひになりたれば、淮南王は、都へ召されたり、主上には、兼ねて袁盎の諫めもありたることなれば、此の事に就きて、淮南王を遠方なる蜀の成都へ遷したまひて、四方を板張りにしたる車に載せて、宿衛をせしめて、之れを其の地へ送らしめたまへり。

袁盎時爲中郎將、乃諫曰、陛下素驕、淮南王弗稍禁、以至此、今又暴摧折之、淮南王爲人剛、如有遇霧露、行道死、陛下竟爲以天下之大、弗能容有殺弟之名、柰何、上弗聽、遂行之、淮南王至雍、病死、

【行道】……道中なり。

袁盎は、此の時中郎將たりしが、主上を諫めて曰はく、「陛下には、兼ねてより、淮南王を驕り高ぶらしめたまひて、其の甚しからざる中に、追ひく、之れを禁制したまはずして、此の度の事件に立ち至りたり、今又俄に其の氣分を摧き折りて、之れを遠方へ遷したまはむとす、淮南王の御人柄は、剛強なれば、若し板張り車に押し込められて、霧に遇ひ、雨に遇ひて、道中にて死にたまふことあらば、陛下には、終に世間の者に天下の大なるをもて一人の弟を容れたまふこと能はずと思はれて、一人の弟を殺したまへる惡名を受けたまふことあらむ、此の儀は如何に思召さる、か」と、主上には、之れを聽き納れたまはずして、遂に淮南王を蜀へ差し立てたまひしに、淮南王は、果たして、雍の地まで至りて、車の中に病死せり。

【上弗聽】……上弗聽といへるは、下文の公言を用わざりしことを悔ゆる爲めの張本なり、是れ文中の點綴の處なりと。

聞上輟食、哭甚哀、盎入頓首請罪、上曰、以不用公言至此、盎曰、上自寬、此往事、豈可悔哉、且陛下有高世之行者三、此不足以毀名、

【輟食】……食事を止むるなり、【自寬】……自ら心を廣やかに持つなり、【往事】……過ぎ去りたる事なり、

淮南王の途中にて病死せし由、上聞に達しければ、主上には、御愁傷の餘りに、御膳をも召し上がらずして、聲を放ちて泣きたまふこと、甚だ哀しき御機子に見えたり、其の時、袁盎御殿へ入りて、頭を地に付けて、「己れの強ひて諫めざりし罪を請ひたるに、主上の曰はく、「貴公の言葉を用わざりて、此の始末に立ち至りたることなれば、貴公を咎むべきやうなし」と、袁盎の曰はく、「主上には、自ら御心を廣やかに持たたまへ、此れは過ぎ去りたることなれば、いかで後悔したまふ甲斐あるべき、しかのみならず、陛下には、世の中に目立ちて高き御行狀三箇

條あれば、此の度の一儀は、御名譽を毀損するには足らざるなり」と。

上曰、吾高世行三者何事、盎曰、陛下居代時、太后嘗病三年、陛下不交睫、不解衣、湯藥非陛下口所嘗、弗進、夫曾參以布衣、猶難之、今陛下親以王者修之、過曾參、孝遠矣、夫諸呂用事、大臣專制、然陛下從代乘六乘、傳馳不測之淵、雖賁育之勇、不及陛下、陛下至代邸、西向讓天子位者、再南面讓天子位者、三、夫許由一讓、而陛下五以天下讓、過許由、四矣、且陛下遷淮南王、欲以苦其志、使改過、有司衛不謹、故病死、

【太后】……孝文帝の實母の薄氏なり、帝立ちて、尊びて皇太后とせり、【不交睫】……睫は、まつげなり、上下のまつげを交へぬなり、目を閉ぢて眠らぬことをいふ、【布衣】……布子を著たる者なり、士の仕へずして微賤なる者をいふ、【六乘傳】……六頭立ちの宿衛の馬車なり、【不測之淵】……深さの分からぬ淵なり、禍福の未だ知るべからざる場合ひをいふ、【南面】……人君の座位なり、解は、伍子胥の傳の北面の下に見えたり、

主上の曰はく、「吾れに世の中に目立ちて高き行狀三箇條ありとは、何事なるぞ」と、袁盎の曰はく、「そは、御孝行と、御勇氣と、御謙讓との三箇條なり、先づ御孝行より申さむに、陛下には、代の地に御住居の時、薄太后には、嘗て煩ひたまふこと三箇年に及びしに、陛下には、晝夜御看病に御心を盡くしたまひて、御目を閉ぢて眠りたまふこともなく、御召しを解きて休みたまふこともなく、御湯も御藥も陛下の御口づから御毒見をしたまふ上ならで、進めたまはざりけり、夫れ、昔の孔子の弟子にて、親孝行の聞こえある曾參は、布子を著たる微賤の身にてありながら、猶ほ此のやうなる看病を容易くせざりけるを、今、陛下には、御自身に王者の貴き御身柄を著て、之れを修め行ひたまひつれば、曾參の孝行にも過ぎ越えたること、遙に遠しと申すべし、是れ世の中に目立ちて高き御行狀の第一箇條なり、次ぎに、御勇氣のこと申さむに、夫れ呂太后の御身内の呂氏遠は、主として國事を取り扱ひ、大臣達は、専ら制令を執り行ひて、朝廷の事は、呂氏にあらざれば、大臣なりき、然るに、陛下には、代の地より六頭立ちの宿衛の馬車に召されて、深さの分からぬ淵の如き禍福の未だ知るべからざる場合ひに、都を指して乗り込みたまひき、此の御勇氣は、昔の勇士の孟賁、夏育といふとも、陛下には、遠く及ばざらむ、是れ世の中に目立ちて高き御行狀

の第二節條なり、次に、御讓讓の事を申さむに、陛下には、都に設けられたる代王の御邸宅へ御苦きになりて、西の方へ向ひたまひて、天子の位を譲りたまふこと、兩度及び、南の方へ向ひたまひて、天子の位を譲りたまふこと、三度に及び、夫れ昔の許由は、帝堯に向ひて、天下を譲りたること、一度なれども、其の名は、世々に傳はりぬ、然るに、陛下には、五度まで天下を譲りたまひつれば、許由に過ぎ越えたること四度なり、是れ世の中目立ちて高き御行狀の第三節條なり、しかのみならず、陛下の淮南王を蜀へ遷したまひしは、其の心志を苦めて、過失を改めさせむとの思し召しより出でしことなり、ざるを、掛りの役人の護衛の不注意なりしが故に、淮南王には、御病死になりしなり、此の譯けなれば、此の度の儀は、御名譽を毀損するに足らざるなり」と、

【又】凌約言の曰はく、太史公世に高き行ひの三つあることを説いて、各々古人を引ききて證するに、一つは曾參を以てし、一つは賈、育を以てし、一つは巢由を以てせり、而して、過曾參遠といひ、過許由四といひ、雖賈育不及陛下といひて、文法の整齊なる中に整齊ならず、此れ伸縮の妙なりと、

於是上乃解曰將柰何盜曰淮南王有三子唯在陛下耳於是文帝立其三子皆爲王盜由此名重朝廷

【是に於て、主上には、御心解けて、仰せられて曰はく、「さうば、淮南王の一條は、此の上如何様にせば宜しからむ」と、竇盜の曰はく、「淮南王には、三人の御男子あれば、唯、陛下の思し召し一つに在るのみ」と、是に於て、孝文帝には、其の三人の男子を立て、皆王としたまひけり、竇盜は、此の事件に由りて、其の名朝廷に重んぜられけり、

哀盜常引大體忼慨

【忼慨】……殘念なりとて憤るなり、

【又】竇盜は、何事によらず、常に國家の大體を引き出で、議論して、己れの意見の通りぬるときは、殘念なりとて憤りけり、

【又】凌約言の曰はく、先づ引大體忼慨を以て提げ起し、後に帝を諫めて、趙同を下らしめ、帝の峻阪に馳するを諫め、帝を諫めて愼夫人の坐を却けたることを緊接して、歴々として、之れを證せり、皆引大體忼慨の一句に根ざし來れり、

宦者趙同以數幸常害哀盜哀盜患之盜兄子種爲常侍騎持節夾乘說盜曰君與鬪廷辱之使其毀不用孝文帝出趙同參乘袁盜伏車前曰臣聞天子所與共六尺輿者皆天下豪英今漢雖乏

人陛下獨柰何與刀鋸餘人載於是上笑下趙同趙同泣下車

【趙同】……趙談なり、談は、司馬遷の父の名なるが故に、之れを諱み避けて、同と改めたるなり、【數幸】……頻りに寵幸せらるるなり、

【害】……邪厲物なりとするなり、【持節夾乘】……御旗を持ちて、天子の馬車を挟むなり、【參乘】……馬車の添へ乗りなり、【六尺輿】……長さ六尺の馬車の箱なり、【刀鋸餘人】……刀も、鋸も、刑具なり、刑罪上がりの人なり、宦者は、官刑を受けたる者なるが故に、斯く踐みて言へるなり、

【折りから、宦者の趙同は、頻りに主上に寵幸せられたるをもて、常に竇盜を邪厲物なりとして、竇盜の事を絶えず主上に讒言せしかば、竇盜は、之れを心配せり、竇盜の兄の竇隆の子の竇種といふ者、常侍騎の役を勤めて、行幸の時には、御旗を持ちて、天子の御馬車を挟みて御供せしが、趙同の事々聞き込みて、竇盜に説きて曰はく、「尊君は、彼の趙同と共に鬪争して、朝廷にて之れを辱めて、尊君の趙同と申惡しきことを主上に知らせ参らせて、其の讒言を主上に用おられぬやうにせられよ」と、其の後、孝文帝の御他出の時に、趙同は、御馬車の添へ乗りをしたるに、竇盜は、御馬車の前に平伏して曰はく、「臣が兼ぬぐ承り及ぶたは、天子の長さ六尺の御馬車の箱に相乗りをして、天子の警固をする者は、皆天下の豪傑英雄なりとなり、今漢家には、其の人物に乏しといへども、陛下には、獨り如何なれば刑罪上がりの人と一所に御車に乗りたまへる」と、是に於て、主上には、笑ひたまひて、趙同に下車を命ぜられたれば、泣く泣く御車より下りけり、

文帝從霸陵上欲西馳下峻阪哀盜騎竝車孿轡上曰將軍怯邪盜曰臣聞千金之子坐不垂堂百金之子不騎衡聖主不乘危而徼幸今陛下騁六駢馳下峻山如有馬驚車敗陛下縱自輕柰高廟太后何上乃止

【竝車孿轡】……天子の馬車と竝びて、馬の手綱を執るなり、【怯】……懼る、なり、【不垂堂】……堂の端に近寄らぬなり、【不騎衡】……傍殿の欄干の横木に跨がらぬなり、【徼幸】……萬一の幸を求むるなり、【騁六駢】……漢書には、六駢に作れり、六頭立ちの駢が如くに早き馬を逸散に逐ふなり、

【或る時、孝文帝には、霸陵の上より西の方へ御馬車を馳せしめられて、峻險なる阪路を乗り下らむと思し召されしに、竇盜は、騎馬にて、御馬車と竝びて、馬の手綱を執りて、靜かに進みければ、主上の曰はく、「將軍は、此の阪路を下ることを懼る、か」と、竇盜對へて曰はく、「臣が兼ぬぐ承り及ぶたは、千金の財産ある家の子は、自ら其の身を大切にすべし、堂の端に近寄らぬ程の用心はせざれども、傍殿の欄干の横木に跨がらず、又聖徳ある君主は、自ら其の身を大切にすべし、危險なる場合に乘じて、萬一の幸を求めずとな

り、今、陛下には六頭立ちの飛ぶが如くに早き御馬を逸散に逐はせたまひて、此の峻險なる山路を馳せ下りたまはむとす、若し御馬の驚き御車の散ることあらば、陛下には、たとひ自ら玉體を輕んじたまふとも、萬一の御大事あらば、高廟の神靈と御母君の太后の思し召しとを如何様にしたまふべき」と、主上には、之れを聞きたまひて、其の阪路を馳せ下ることを止めたまひけり、

上幸上林、皇后、愼夫人從、其在禁中、常同席坐、及坐、郎署長布席、袁盎引卻愼夫人坐、愼夫人怒、不肯坐上、亦怒起入禁中、

【禁中】……上林の中に宿直する郎官の役所の長なり、【禁中】……宮門に禁制ありて、安りに入ること叶はざるが故に、奥殿のことを禁中といふ、

或る時、主上には、上林の御苑へ行幸したまひしに、皇后及び御寵愛の愼夫人も、御供せられたり、其の平生禁中に在るときには、皇后と愼夫人とは、常に坐席を同じくして坐せられたれば、上林の離宮に於ても、其の坐せらるゝに及びて、上林の中に宿直する郎官の役所の長は、同等に御席を敷きたるに、袁盎は、愼夫人の坐席を引き退けて、皇后の御席と差別したれば、愼夫人は、怒りて其の席に坐することを承知せられず、主上にも、亦怒りたまひて、直ちに玉座を起たせられて、離宮の奥殿へ入りたまひたり、

盜因前說曰、臣聞尊卑有序、則上下和、今陛下既已立后、愼夫人乃妾、妾主豈可與同坐哉、且陛下幸之、即厚賜之、陛下所以爲愼夫人、適所以禍之、陛下獨不見人死乎、

【妾主】……妾と人主となり、【人死】……愼夫人なり、愼夫人は、高祖に寵愛せられしが、高祖の崩じたる後に、呂后愼夫人の手足を切り落し、目を潰し、耳を聳にし、音聲をからし、便所の中に置きて、之れを名づけて、人死と呼ばしめたり、是は、冢なり、冢は、不潔なる物を食ふが故に、人間の冢なりといひたるなり、

於是上乃說、召語愼夫人、愼夫人賜盎金五十斤、

是に於て、主上には、大に満足したまひて、愼夫人を召されて、袁盎の深切なる心付けを語りたまひしに、愼夫人も、深く喜ばれて、袁盎に金五十斤を賜ひて、其の厚意を謝せられけり、

然袁盎亦以數直諫、不得久居中、調爲隴西都尉、仁愛士卒、士卒皆爭爲死、遷爲齊相、

【調】……遷はるゝなり、
【仁愛】……さりながら、袁盎も、亦度々遠慮なく直諫せしを以て、久しく朝廷の中に居ることを得ずして、選ばれて、隴西の都尉となりけるが、配下の士卒を仁愛せるを以て、士卒は、皆我れ後れじと、先を争ひて、袁盎の爲めに、一命を抛たむとせり、其の後、隴西の都尉より遷りて、齊の相國となりぬ、

徙爲吳相、辭行種謂盎曰、吳王驕日久、國多姦、今苟欲劾治、彼不反而已、如此幸得脫、盎用種之計、吳王厚遇盎、

【苟】……若しなり、【劾治】……罪狀を吟味して申し立つるなり、【母何】……餘事に關係することなけれなり、

袁盎は、其の後、齊の相國より徙りて、吳の相國となりければ、都へ出で、御暇乞ひをして、任所へ赴かむとせしに、兄の子の袁種、袁盎に物語りして曰はく、「吳王の驕り高ぶるゝことは、昨今のことにあらず、又國內には姦惡なる者多し、今、若し其の罪狀を吟味して申し立てむと思はれば、彼の吳王は、書面を朝廷へ差し上げられて、尊君の事を惡しきまに告げらるゝか、さなくば、やがて利劍をもて、尊君を刺し殺さるゝなりむ、南の方の吳の土地は、低くして、濕氣多ければ、尊君は、能く毎日酒を飲みて、濕氣を拂ひて、身の養生を專一にせられて、餘事に關係せらるゝな、唯、折りく、吳王に説きて、謀反をすれば、不利益なれば、決して謀反をしたまふなと思告せらるべきのみ、此の如くならば、御身は、幸に禍を免れて、無事なることを得るならむ」と、袁盎は、袁種の計策を用ひて、任所に在りて、何事をも見振りをして居たれば、吳王は、大に安心して、袁盎を手厚く待遇せり、

盜告歸、道逢丞相申屠嘉、下車拜謁、丞相從車上謝、袁盎、袁盎還、愧其吏、乃之丞相舍上謁、求見丞相、丞相良久而見之、盎因跪曰、

願請開丞相曰使君所言公事之曹與長史掾議吾且奏之即私邪吾不受私語

【告歸】……休暇を乞ひて歸宅するなり、【上謁】……名札を差し出すなり、【請開】……手邊の折りを伺ふなり、【使君】……州牧の稱なり、同輩の敬語とす、【曹】……役所なり、【掾】……下役なり、或る時、袁盎休暇を乞ひて歸宅せしに、途中にて、丞相の申屠嘉に行き逢ひたれば、袁盎は、車より下りて拜謁せしに、丞相は、車の上に在りながら、袁盎に挨拶して、通り過ぎたれば、袁盎は己の家へ立ち戻りて、其の下役に對して、丞相に輕蔑せられたることを面目なく思ひたり、それに就きて、丞相の官舎へ往きて、名札を差し出して、丞相に面會せむことを請ひ求めしに、丞相は、良久しく待たせたる後に、袁盎に面會せり、袁盎は、兩膝を地に付けて、敬意を表して曰はく、「願はくは御手邊の折りを伺ひて、篤と愚見を申し述べむこと」と、丞相の曰はく、「使君の申し出でられむことは、公用の事柄ならば、役所へ往きて、拙者の手附きの長史、其の他の下役と評議せられよ、吾れは、用事の趣きを其の者より聽き取りて、奏聞せむ、若し私用の事柄ならば、吾れは、使君の内談を受け難し」と、

袁盎即跪說曰君爲丞相自度孰與陳平絳侯丞相曰吾不如

袁盎曰善君即自謂不如夫陳平絳侯輔翼高帝定天下爲將相而誅諸呂存劉氏君乃爲材官蹶張遷爲隊率積功至淮陽守非有奇計攻城野戰之功且陛下從代來每朝郎官上書疏未嘗不止輦受其言言不可用置之言可受採之未嘗不稱善何也則欲以致天下賢士大夫上日聞所不聞明所不知日益聖智君今自

閉錙天下之口而日益愚夫以聖主責愚相君受禍不久矣丞相乃再拜曰嘉鄙野人乃不知將軍幸教引入與坐爲上客

【材官】……勇健にして材力ある者にして、武士の總稱なり、【蹶張】……足にて強き弩弓を踏み張るなり、【隊率】……一隊の將帥なり、【書疏】……簡條書きにしたる書面なり、【輦】……人の引く車なり、【錙】……鐵の條を嵌むるなり、即ち塞ぐなり、袁盎の曰はく、貴君の即座に自ら陳平にも周勃にも及ばずと謂はれたるは、至極尤なり、夫れ陳平と絳侯の周勃とは、高帝を輔佐し、高帝の羽翼となりて、天下を平定し、其の後、將相となりて、呂氏を誅戮して、劉氏の天下を保存せり、貴君は、只材官蹶張として、勇健にして材力ありて、足にて強き弩弓を踏み張るだけの廉をもて、召し出だされて、遷りて一隊の將帥となり、長年の勳功を積みて、淮陽郡の太守にまでなれたることにして、奇策妙計あるにもあらず、敵の城を攻め、敵と原野に戦ひたる手柄あるにもあらず、實に陳平、周勃に及ばざるなり、しかのみならず、陛下には、代の地より来りたまひて、皇帝の位に即かせられて、日々朝廷に出御したまふ毎に、郎官より諸人の簡條書きにしたる書面を差し上ぐるときは、今日まで、一度も御覽を止めさせられて、其の申し立てを受けたまはぬことはなく、其の申し立てたる事柄の、御採用になり難き者は、其の儘之れを差し置きたまひ、其の申し立てたる事柄の、御受納ありて然るべき者は、之れを採用したまひて、天下の賢才ある士大夫を招き寄せむと思し召されたればなり、されば、主上には、日々に是れまで聞きたまはざる事柄を聞きたまひ、是れまで知りたまはざる事柄を知りたまひて、日々に聖明なる智識を益したまへり、之れに反して、貴君は、今、自ら門戸を締め切りて、天下の口に鐵の條を嵌めて、言路を塞ぎ、日々に己の愚昧を益されたり、夫れ聖明なる主君をもて、愚昧なる宰相の行き届かぬを責め咎めたまへば、貴君の禍を受けむこと、久しからずして、目の前に在らむ」と、丞相之れを聞きて、再拜して曰はく、「己れは、何も心得ぬ田舎者にして、さる道理ありとは心付かざりき、將軍の教へられたるは、何よりの幸福なり」と、斯く謝禮して、袁盎を奥の間に引き入れて、一所に對坐して、上等の賓客として扱ひけり、

盜素不好鼂錯鼂錯所居坐盎去盎坐錯亦去兩人未嘗同堂語及孝文帝崩孝景帝即位鼂錯爲御史大夫使吏案袁盎受吳王財物抵罪詔赦以爲庶人

袁盎は、兼ねてより、鼂錯と中善からざりしかば、鼂錯の居る坐には、袁盎は去り、袁盎の居る坐には、鼂錯も亦去りて、此の兩人は、是れまで一度も一堂に同じく坐して言葉を交へざりけり、孝文帝の崩じたまひて、孝景帝の位に即きたまふに及びて、鼂錯は、御史大夫となりければ、掛かりの役人をして、日頃中惡し、袁盎の私に吳王の財物を貰ひ受けたる廉を取り調べさせて、袁盎を罪に落とすて、奏聞せしに、孝景帝には、詔を下したまひて、其の罪を赦せられて、平民とせられけり、

吳楚反聞鼂錯謂丞史曰夫袁盎多受吳王金錢專為蔽匿言不反今果反欲請治盎宜知計謀丞史曰事未發治之有絕今兵西鄉治之何益且袁盎不宜有謀鼂錯猶與未決人有告袁盎者袁盎恐夜見寶嬰為言吳所以反者願至上前口對狀寶嬰入言上

【丞史】……御史大夫の手附きの丞と史となり、丞は、添へて、史は、書き役なり、【絶】……吳王の謀反心を絶つなり、【猶與】……猶豫と通ず、解は、張儀の傳に見えたり、「口對狀」……口上にて其の情狀を對ふるなり、

【鼂錯】然るに、聞まなく、吳、楚七國の謀反せしこと、上聞に達しければ、御史大夫の鼂錯は、其の下役の丞と史とに物語りして曰はく、「夫れ袁盎は、多く吳王の金錢を貰ひ受けて、専ら吳王の爲めに其の惡事を蔽ひ匿して、謀反せずと言ひたるが、今、果たして吾れの考へたる如く謀反せり、それに就きては、主上に申し請ひて、袁盎を吟味せむと思ふなり、袁盎は、屹度惡事の謀計を知らねばならぬ筈なり」と、丞も史も對へて曰はく、「吳王の謀反の事のまだ發せざる中に、袁盎を吟味したれば、吳王の謀反心を絶つたることもあらむ、今、吳楚の兵は、西の方都を指して向ひたれば、袁盎を吟味すとも、何の益あらむ、しかのみならず、袁盎は、國の大臣にもなりし者にて、大義を心得居ることなれば、惡事の謀計あるべき筈なし」と、鼂錯之れを聞きて、猶豫遲疑して、まだ孰れとも決定せざりしに、或る人此の事を袁盎に告げ知らずる者ありければ、袁盎は驚き恐れて、夜中に惡意の寶嬰に面會して、其の身の爲めに、吳王の謀反せし譯けを話して、何卒主上の御前へ推參して、口上にて、其の情狀を御對へ申し上げたしと頼められたれば、寶嬰は、御殿へ入りて、袁盎の願ひを主上に言上せり、

上乃召袁盎入見鼂錯在前及盎請辟人賜閒錯去固恨甚袁盎具言吳所以反狀以錯故獨急斬錯以謝吳吳兵乃可罷其語俱在吳事中

【主上】には、寶嬰の申し立てによりて、袁盎を召されて、御殿へ入りて見えしめたまへり、折りから、鼂錯は、御前に在りしが、袁盎の御人拂の上にて御手透きを賜はりたしと請ふに及びて、鼂錯も、餘儀なく退座せしが、心の中には、言ふまでもなく、袁盎を甚だ深く恨みたり、さて、袁盎は、事細かに吳の謀反せし情狀は、鼂錯の諸侯の土地を削り取りたる故なれば、獨り急速に鼂錯を切り棄てられて、吳に對して、其の處置の善からぬことを詫びたまはば、吳の兵は、自然に罷むべしと言上せり、此の一條の物語りは、俱に吳王の涙の列傳の中に在り、

使袁盎為太常寶嬰為大將軍兩人素相與善逮吳反諸陵長者長安中賢大夫爭附兩人車隨者日數百乘及鼂錯已誅袁盎以太常使吳吳王欲使將不肯欲殺之使一都尉以五百人圍守盎中軍

【諸陵長者】……天子の諸陵の長者なり、諸陵には豪家多し、

【逮】さて、主上には、袁盎をして、太常とならしめたまひ、寶嬰をして、大將軍とならしめたまへり、此の兩人は、兼ねてより中善かりければ、吳の謀反するに及びて、天子の諸陵の長者、長安中の賢大夫など、我れ後れじと先を争ひて、兩人に附き從ひて、其の供連れの車の數は、毎日數百輛の多きに及びたり、さて、鼂錯の己に誅滅せらるゝに及びて、袁盎は、太常の職をもて、吳の國へ使ひに往きたり、吳王袁盎を引き留めて、己れの將たらしめむと思ひしに、袁盎承知せざりしかば、之れを殺さむと思ひて、一人の都尉に命じて、五百人の兵卒をもて、袁盎を軍營中に取り圍ませ、逃げ去らぬやうに守衛せしめたり、

袁盎自其為吳相時嘗有從史嘗盜愛盎侍兒盎知之弗泄遇之如故人有告從史言君知爾與侍者通乃亡歸袁盎驅自追之遂以侍者賜之復為從史

【從史】……手附きの記録役なり、【侍兒】……腰元の女なり、

【袁盎】袁盎は、其の吳の相國たりし頃に、嘗て手附きの記録役ありて、嘗て袁盎の腰元の女を盗み取りて寵愛せしに、袁盎は、之れを心付きながら、知らぬ顔して、他に泄らさずして、之れを待遇すること、以前の通りにせしが、或る人手附きの記録役に告げ知らずる者ありて、袁盎は、汝が腰元の女と密通せることを心付かれたれば、用心すべしと言ひたれば、其の男驚き恐れて、己れの郷里へ逃げ歸らむとせしに、袁盎自ら騎馬にて之を追ひ掛けて、引き留めて、遂に腰元の女を之れに賜ひて、重ねて手附きの記録役として使ひ置けり、

【從史】袁盎の曰はく、從史の侍兒を盗みし一段を挿入して、下文の從史の袁に報いし地を爲せりと、

及袁盎使吳見守從史適為守盎校尉司馬乃悉以其裝齎置

【從史】袁盎の曰はく、從史の侍兒を盗みし一段を挿入して、下文の從史の袁に報いし地を爲せりと、

石醇醪會天寒士卒饑渴飲酒醉西南陬卒皆臥司馬夜引袁盎起曰君可以去矣吳王期旦日斬君盎弗信曰公何爲者司馬曰臣故爲從史盜君侍兒者盎乃驚謝曰公幸有親吾不足以累公司馬曰君第去臣亦且亡避吾親君何患乃以刀決張道從醉卒直隧出司馬與分背袁盎解節毛懷之杖步行七八里明見梁騎馳去遂歸報

【裝囊】…行李の荷物中の衣類雜品なり、置三石醇醪…二石程の樽目の一本氣の濁り酒を士卒の飲み料に出だし置くなり、漢書には、置を買って作れり、隙…隔なり、且日…明日なり、第…但となり、決張道…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側の陣幕を張りたる通り道あり、之れを張道といふ、其の陣幕を切り開くなり、直隧…酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり、【分背】…一時に各々分かれ去るなり、【節毛】…使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛(めうし)の尾なり、
 【張道】…張は、帳と通ず、軍營中には、兩側

吳楚已破上更以元王子平陸侯禮爲楚王袁盎爲楚相嘗上書有所言不用

袁盎病免居家與閭里浮沈相隨行鬪雞走狗雒陽劇孟嘗過袁盎盎善待之安陵富人謂盎曰吾聞劇孟博徒將軍何自通之盎曰劇孟雖博徒然母死客送葬車千餘乘此亦有過人者且緩急人所有夫一旦有急叩門不以親爲解不以存亡爲辭天下所望者獨季心劇孟耳今公常從數騎一旦有緩急寧足恃乎罵富人弗與通諸公聞之皆多袁盎

【緩急】…緩と急とは反對なれど、之れを連言するときは、同義となるなり、緩急は、急難なり、【解】…言ひ譯けなり、【存亡】…存は、在なり、亡は、不在なり、漢書には、在亡に作れり、家に居ながら留守をつかふなり、【季心】…季布の弟なり、季布の傳に見えたり、【多】…重んずるなり、
 【浮沈】…袁盎は、己れの見込みの通らぬを慎りて、病氣なりと申し立て、楚の相國を免ぜられて、安陵の家に隱居して、村里の習ひに連れて浮きつ沈みつ、世間の氣受けに逆らはず、衆人と相伴ひて、或は雞を鬪はしめ、或は狗を走らしめて、氣樂に其の日を送りけり、雒陽の劇孟といふ者、或る時、袁盎の許に立ち寄りしかば、袁盎は、善く之れを待遇せしに、安陵に一人の金持ちありて、袁盎に物語りして曰はく、「吾れの兼ね、聞き及びたるには、彼の劇孟といふ男は、雒陽の遊びなどする、ならず者の仲間なりといへり、將軍は、何とて自らかやうなる者と交はりを通ずぞ」と、袁盎の曰はく、「劇孟は、雙陸の遊びなどする、ならず者の仲間なりといへども、然れども、其の母親の死去せしときに、賓客の葬式を見送りたる者の車の數は、千餘輛に及びたり、此れにて觀れば、劇孟も、亦世の常の人に立ち勝さりたることあらむ、しかのみならず、一大事の急難は、誰れにもあることなり、夫れ一朝急難ありて、門を叩きて救ひを求めむに、我が身には兩親あれば、今

は頼みを受け難しとの言ひ掛けをせず、又其の身は家に在りながら、不在なりとて、辭退することもなく、何時にても、人の頼みを引き受くる者なりとて、天下中の人の望みを屬する者は、世間は廣く、人間は多しといへど、關り手布の弟の手心と此の劇孟との二人あるのみ、今、貴公の如きは、金満家にて、他出するにも、常に數人の馬乗りを連れられたれど、一朝急難あらむとき、其の供連れば、何ぞ恃むに足らむと、遂に其の金持ちを罵り辱めて、交際を絶ちければ、身柄のある諸公は、此の事を聞き及びて、皆袁盎の勇立てを取りて、金持ちを取らざる氣象を重んじけり。

○劉辰翁の曰はく、子長只是れ他人を借りて、胸次の事を寫し出だせりと、○劉辰翁の曰はく、皆史記の草創の妙なり、又劇孟を指して故なくして問答を生ぜり、甚だ高しと。

袁盎雖家居景帝時使人問籌策梁王欲求爲嗣袁盎進說其後語塞梁王以此怨盎曾使人刺盎刺客至關中間袁盎諸君譽之皆不容口乃見袁盎曰臣受梁王金來刺君君長者不忍刺君然後刺君者十餘曹備之袁盎心不樂家又多怪乃之培生所問占還梁刺客後曹輩果遮刺殺盎安陵郭門外

【籌策】……計策なり、【語塞】……沙汰止みとなりたるなり、【不容口】……口の先にて言ひ盡くされぬ程なるなり、【曹】……輩なり、【培生】……培は、姓なり、漢書には、培に作れり、生は、先生の略なり、

袁盎は、安陵の家に隱居せりといへども、孝景帝には、折りく人を遣はされて、袁盎の計策意見を尋ねさせたまひて、政事上の参考に供したまひけり、孝景帝には、また太子を置きたまはざりしかば、梁王は、御世嗣ぎとならむことを求めむと思ひしに、袁盎主上の御前へ進み出で、梁王は、陛下の弟君なれば、太子とせらるべきにあらずと説きたるをもて、其の後、此の儀は、御沙汰止みとなりぬ、梁王は、此の譯けをもて、袁盎を怨めて、或る時、人を遣はして、袁盎を刺し殺させむとせり、刺客は、關中へ到着して、先づ袁盎の様子を尋ねしに、身柄ある諸君は、袁盎を譽め立て、其の人物の善きことば、皆口の先にて言ひ盡くされぬ程なりければ、刺客は、大に感心して、此のやうなる人を殺すは、國家の爲めに濟まぬことなりと思ひ、袁盎に面會して曰はく、「臣は、梁王より優美の金を貰ひ受けて、當地へ來りて、貴君を刺し殺させむとせしが、人との噂を聞くに、貴君は、寛大の長者なれば、臣は、貴君を刺し殺し兼ねて、只今思ひ止まりたり、さりながら、臣が跡には、貴君を刺し殺させむとする者、宿は十餘輩あれば、能く用心をせられよ」と、かやうに言ひ、其の者は立ち去りけり、袁盎之れを聞き、朝夕心に樂まず、其の上に、又、袁盎の家には、近頃怪異の事多かりしかば、培生といふ八封見の許へ往きて、身の上の占ひを尋ねて、立ち戻りしに、梁の刺客の跡の仲間を、果たして袁盎の歸路を遮り止めて、安陵の城郭の門の外にて刺し殺しけり。

鍾錯者潁川人也學申商刑名於軹張恢先所與雒陽宋孟及劉禮同師以文學爲太常掌故錯爲人陷直刻深

【刑名】……刑は、形と通ず、實といはむが如し、名をもて實を責むるなり、【張恢先】……張は、姓なり、恢は、名なり、先は、先生の略なり、漢書には、生に作れり、【陷直刻深】……陷は、暗に同じ、短氣正直にして、物事の手厳しきなり、【掌故】……故事先例を取り調ぶる役なり、

鍾錯は、潁川の人なり、申不害、商鞅の名をもて實を責むる刑名の術を軹縣の張恢先生に學びて、雒陽の宋孟及び劉禮と師匠を同じくせり、鍾錯は、文學にて及第して、太常の官の手に附きて、故事先例を取り調ぶる掌故の役となりぬ、鍾錯の人物は、短氣正直にして、物事の手厳しき性分なりけり。

○漢書の曰はく、學申商刑名、爲人陷直刻深の二句は、錯の生平を概するに足れりと。

孝文帝時天下無治尙書者獨聞濟南伏生故秦博士治尙書年九十餘老不可徵乃詔太常使人往受之太常遣錯受尙書伏生所還因上便宜事以書稱說詔以爲太子舍人門大夫家令以其辯得幸太子太子家號曰智囊

【尙書】……書經のことなり、【伏生】……伏は、姓なり、生は、先生の略なり、【稱說】……師匠より傳はりたる法を唱へて、其の譯けを述べ立つるなり、

孝文帝の御治世には、天下中に書經の意味を能く心得たる者なかりしが、唯、獨り濟南の伏先生は、以前は、秦の博士にて、書經の意味を能く心得たれど、年は九十餘歳にて、最早老衰したれば、都に詣り難き由開こえたれば、孝文帝には、太常の官に詔を下したまひて、然るべき人物をして、伏先生の許へ往きて、書經の講義を受け習はしめよと仰せられたれば、太常の官は、其の下役の鍾錯を遣はして、書經の講義を伏先生の許にて受け習はしめけり、然るに、伏先生は、極老のことにて、言語も不自由なりければ、其の娘より話しを取り次がせて、鍾錯に教授せり、鍾錯は、既に濟南より立ち戻りて、己の習ひ覺えたことに就きて、政事上の便宜の事を申し立て、書面をもて、師匠より傳はりたる法を唱へて、其の譯けを述べ立てたれば、孝文帝には、詔を下したまひて、鍾錯をもて、太子と舍人とせられ、又太子の門大夫とせられ、又太子の家令とせられけり、鍾錯は、其の辯舌をもて、太子に寵幸せらるゝことを得たり、太子の家にては、鍾錯の智慧多きをもて、之れを智囊即ち智慧袋と號しけり。

數上書孝文時言削諸侯事及法令可更定者書數十上孝文不聽然奇其材遷爲中大夫當是時太子善錯計策袁盎諸大功臣多不好錯景帝即位以錯爲內史錯常數請聞言事輒聽寵幸傾九卿法令多所更定

【九卿】……太常、光祿、太僕、衛尉、廷尉、鴻臚、宗正、司農、少府なり。

【電錯】……文帝、孝文帝の御治世中に書面を差し上げて、諸侯の領地を削り取りて、其の勢力を弱むべき事、及び法律條令の更め定むべき者を申し立て、數十通の書面を差し上げたれど、孝文帝には、之れを聴き納れたまはざりけり、さりながら、其の材能を奇持なりと思し召されられたれば、電錯は、太子の家令より遷りて、中大夫となりぬ、是の時に當たりて、太子には、電錯の計策を至極尤なりと思し召されたと、袁盎及び大功ある諸臣は、多く電錯を好まずして嫌ひたり、孝景帝位に即位たまひて、太子の頃より御氣に入りのことなれば、電錯をもて、内史とせられけり、電錯は、是れより、常に度々主上の御手邊の折りを伺ひて、政事上の得失を言上せしに、其の度毎に御聴き納れになりければ、電錯の寵幸を蒙ることは、九卿を押し傾くばかりになりて、法律條令を更め定むること多かりけり。

丞相申屠嘉心弗便力未有以傷內史府居太上廟墼中門東出不便錯乃穿兩門南出墼廟墼丞相嘉聞大怒欲因此過爲奏請誅錯錯聞之即夜請聞具爲上言之

【墼】……廟の内垣と外垣との間の明き地なり、(墼垣)……明き地の外垣なり、(爲上)……主上の憐みを請はむが爲めなり。

丞相の申屠嘉は、心の中に電錯の處置を便利ならずと思ひたれど、主上の殊に御氣に入ることなれば、其の力にては、まだ電錯に疵を付けて退け去ること能はずして、如何にせむかと憂慮せり、折りから、電錯の出勤する内史の役所は、高祖の父君の太上皇の御廟の明き地の中に在りて、電錯の官宅の東の門より出づるときは、遠廻りになりて、不便なりければ、電錯は、其の南手に更に一つの門を穿ちて、兩門として、南の門より出づることとして、御廟の明き地の外垣を鑿ちて、其の往來を通じたり、丞相の申屠嘉之れを聞きて、大に怒りて、此の過失に因りて、奏し請ひて、電錯を誅戮せむと思ひしに、電錯之れを聞きて、其の夜の中に參内して、主上の御手邊の折りを伺ひて、主上の憐みを請はむが爲めに、御廟の明き地の外垣を穿ちたる謬けを言上せり。

丞相奏事因言錯擅鑿廟墼爲門請下廷尉誅上曰此非廟墼乃墼中垣不致於法丞相謝罷朝怒謂長史曰吾當先斬以聞乃先請爲兒所賣固誤丞相遂發病死錯以此愈貴遷爲御史大夫

【兒】……小兒なり、電錯を指す、(賣)……欺くといはむが如し。

其の翌朝に至りて、丞相の申屠嘉出仕して、外の政事を奏聞したる序でももて、「電錯は、自儘に太上皇の御廟の垣を鑿ちて門とせり、之れを廷尉の手に下げ渡して誅戮せむことを請ふ」と言上せしに、主上の曰はく、「此れは、眞の御廟の垣にはあらずして、其の明き地の中の垣なれば、之れを鑿ちたりとて、不都合なることなれば、法律に當て、處分し難し」と、丞相斯くと承りて、餘儀なく、御詫びを申し上げたり、程なく其の日の政務も済みければ、丞相は、己れの役所へ退きて、怒りて手附きの長史に物語りして曰はく、「吾れ先づ電錯を切り棄てずして、反りて先づ之れを誅戮せむことを請ひたるが故に、彼の小兒輩に欺かれぬ、こは、言ふまでもなく、吾れの仕損じなり、如何にも殘念なることよ」と、丞相は、遂に此の一條より病を發して、死去せしかば、電錯は、此れより愈々貴重せられて、内史より遷りて御史大夫となりぬ。

請諸侯之罪過削其地收其枝郡奏上上令公卿列侯宗室集議莫敢難獨竇嬰爭之由此與錯有卻錯所更令三十章諸侯皆誼譁疾電錯

【枝郡】……飛び地の郡なり、(誼譁)……騒ぎ立つなり。

電錯は、諸侯の罪過ある者は、其の領地を削り取り、其の飛び地の郡を取り上げたしと請ひて、奏聞の書面を差し上げたれば、主上には、三公九卿及び列侯御一門の面々をして、其の可否を集會して評議せしめられしに、一人として押し切りて非難する者なかりしが、獨り竇嬰のみ、異論を立て、之れを争ひたれば、此の事に由りて、竇嬰は、電錯と中惡しくなりぬ、電錯の更め變へたる法令は、三十箇條に及びたれば、諸侯は、皆騒ぎ立ちて、電錯を惡み嫌ひたり。

錯父聞之從穎川來謂錯曰上初即位公爲政用事侵削諸侯別疏人骨肉人口議多怨公者何也電錯曰固也不如此天子不尊

宗廟不安、錯父曰、劉氏安矣、而鼂氏危矣、吾去公歸矣、遂飲藥死、曰、吾不忍見禍及吾身、死十餘日、吳、楚七國果反、以誅錯爲名、及寶嬰、袁盎進說、上令鼂錯衣朝衣、斬東市。

【鼂錯】(公)……御史大夫は、三公なれば、鼂錯の子を呼びて、斯くいへるならむ、(別後)……引き分けて、陳遠にするなり、(七國)……吳、楚、趙、魏、燕、齊、魯、淮南の七箇國なり、(朝衣)……出仕する時の衣服なり、鼂錯の父は、鼂錯の身に就きて、世別の様子の騒がしきことを聞き及びて、穎川より德より來りて、鼂錯に物語りして曰はく、「主上には、初めて位に即きたまひて、まだ何程も立にざるに、貴公は、政を行ひ、事を用ひて、諸侯の土地を侵し削り、人の骨肉、即ち上の御近親の御印柄を引き分けて、陳遠にせるを、世間の人は、口を揃へて議論して、貴公を怨む者多し、是れは如何なる所存なるぞ」と、鼂錯の曰はく、「己れが、人に怨まれるは、勿論のことなり、さりながら、かやうにせざれば、天子は尊嚴ならず、宗廟は安全ならぬなり」と、鼂錯の父の曰はく、「成る程、それは、さもありなむ、さりながら、其のやうにせば、漢の天子の劉氏は安全ならむ、されど我が家の鼂氏は危険ならむ、吾れは、貴公の許を去りて歸らむ」と、遂に鼂錯の父は、毒藥を飲みて死にけり、其の死ぬる時の言葉に曰はく、「吾れは、生き長らへて、禍の吾が身に及び來らむことを見るに忍ばれぬなり」と、鼂錯の父の死にてより、僅に十日餘りにして、吳、楚、趙、魏、燕、齊、魯、淮南の七箇國は、果たして鼂錯の父の言葉の如く謀反して、鼂錯を誅戮せむといふことを名義にして、軍兵を繰り出したたり、而して寶嬰及び袁盎の主上の御前へ進み出で、吳の謀反せしは、鼂錯の諸侯の土地を削り取りたる故なれば、急速に鼂錯を切り棄てられて、吳に對して、其の處置の善からぬことを詫びたまはば、吳の兵は自然に罷むべしと説くに及びて、主上には、鼂錯を欺きて、車に載せて、東の市中へ送らしめられて、出仕する時の衣服を着たる儘にて、之れを切り棄てしめられけり。

鼂錯已死、謁者僕射鄧公爲校尉、擊吳、楚軍、爲將、還、上書言軍事、謁見上、上問曰、道軍所來、聞鼂錯死、吳、楚罷不、鄧公曰、吳王爲反、數十年矣、發怒削地、以誅錯爲名、其意非在錯也、且臣恐天下之士噤口不敢復言也。

【鄧公】……漢書には、鄧先に作れり、先は、名なり、(道軍所來)……吳、楚の軍の所より來るなり、(噤口)……口を閉づるなり、鼂錯の己に死去せし後に、謁者僕射の鄧公といふ者、校尉となりて、吳、楚の軍を撃ちて、更に將軍に任せられて、都へ立ち戻りて、書面

差し上げて、軍事に關する意見を申し上げて、主上に謁見せしに、主上には、尋ねたまひて曰はく、「貴公は、吳、楚の軍の所より來りたれば、定めて事情は分かるならむ、鼂錯の死刑に處せられしことを聞き及びて、吳、楚の軍は、兵を揃めて歸國せりや、否や」と、鄧公の曰はく、「吳王の謀反を企てたることは、今日に始まりたるにはあらずして、數十年より前のことなり、然るに、朝廷にて諸侯の土地を削られたるをもて、其の怒りを土地を削られたるに發して、張本人の鼂錯を誅戮せむといふことを名義にしたるまでにして、其の本意は、鼂錯一人の上にいるにはあらずなり、しかのみならず、漢家の爲めに忠義を盡したる鼂錯を誅戮せられたりとあらば、臣は、今より、天下の士の之に懲りて、口を閉ぢ、押して重ねて思言する者なからむことを氣遣はるゝなり」と、
上曰、何哉、鄧公曰、夫鼂錯患諸侯彊大不可制、故請削地以尊京師、萬世之利也、計畫始行、卒受大戮、內杜忠臣之口、外爲諸侯報仇、臣竊爲陛下不取也。

【京師】……天子の居る所を京師といふ、京は、大なり、師は、衆なり、主上の曰はく、「そは何故ぞ」と、鄧公の曰はく、「夫れ鼂錯は、諸侯の強大にして、制御せられぬことを心配したるが故に、土地を削りて、其の力を弱めて、京師を尊くせむと請ひたるは、漢家萬世の利益なり、其の計畫の始めて行はれて、諸侯の土地を削り掛けたるに、彼は、俄に大なる誅戮を受けたり、是れ内は、忠臣の口を塞ぎて、重ねて發言することなからしめ、外は、諸侯の爲めに、仇を報いて、其の意を快からしめたるなり、臣は、内は陛下の爲めに、善きことなりとして取らざるなり」と、
於是景帝默然良久、曰、公言善、吾亦恨之、乃拜鄧公爲城陽中尉、

鄧公成固人也、多奇計、建元中、上招賢良、公卿言鄧公、時鄧公免起、家爲九卿、一年復謝病免歸、其子章以修黃老言、顯於諸公間、

官に在ること一箇年にして、重ねて病氣なりとの御断りをして、免職になりて、郷里へ歸りけり、其の子の章といふ者は、黃帝、老子の言論を學び修めたるをもて、身柄ある諸公の間に顯はれ聞こえたり、

太史公曰、袁盎雖不好學、亦善傳會、仁心爲質、引義慷慨、遭孝文初立、資適逢世、時以變易及吳、楚一說、說雖行哉、然復不遂、好聲矜賢、竟以名敗、

【傳會】……傳は、附に同じ、己れの説に道理を附け合はするなり、【質】……地金なり、【慷慨】……慷慨に同じ、解は、前に見えたり、【資】……持前の才氣なり、【時以變易】……以は、已と通ず、時は己に移り變はりて、孝文帝の世となりたるなり、【不遂】……身分の發達を遂げぬなり、【好聲矜賢】……名譽を好み、賢才に誇るなり、

竈錯爲家令時、數言事不用、後擅權、多所變更、諸侯發難、不急匡救、欲報私讎、反以亡軀、語曰、變古亂常、不死則亡、豈錯等謂邪、

【私讎】……袁盎を指す、竈錯は、太子の家令たりし時、度々書面を孝文帝に差し上げて、諸侯の土地を削り取るべき事、及び法律條令を更め定むべきことを申し立て、用おられざりしが、其の後、孝景帝の御代になりて、權柄を自儘にして、法令を變へ更むること多かりけり、諸侯の禍難を發するに及びて、急速に吳、楚の罪を匡正して、其の兵亂を救はずして、日頃中惡しき袁盎を罪に落として、吾が私の仇讎に返報せむと思ひしかば、反りて袁盎の舌に罹りて、其の身を亡せり、古語に曰はく、『古法を變じ、常道を亂る者は、其の身死なされば、其の家亡ぶるなり』と、此の語は、いかに竈錯等の事を謂ひたるものなるか、

張釋之馮唐列傳第四十二

張廷尉釋之者、堵陽人也、字季、有兄仲同居、以訾爲騎郎、事孝文帝、十歲不得調、無所知名、釋之曰、久宦減仲之產、不遂、欲自免歸、中郎將袁盎知其賢、惜其去、乃請徙釋之補謁者、

【以訾爲騎郎】……訾は、實に同じ、錢を獻じて、騎郎となるなり、【調】……選ばる、なり、張廷尉釋之即ち廷尉の張釋之は、堵陽の人なり、字は季といふ、兄の張仲といふ者ありて、同居せり、張釋之は、兄の厄介の身分なれど、兄は、幸に金持ちなりければ、其の御蔭にて、張釋之は、錢を獻じて、騎郎の役にありつきて、孝文帝に御奉公せしが、十箇年程動められど、選ばれて昇進することを得ずして、其の名も人に知られざりければ、張釋之の曰はく、『久しく仕宦して、俸給少なく、度々兄の助力を受け、年々兄の身代を減らして、出世を遂げざれば、兄に對して氣の毒なり』と、斯く斷念して、自ら役職を免ぜられて、郷里へ歸らむと思ひしに、中郎將の袁盎張釋之の賢才あることを知りて、其の朝廷を退き去らむとするを惜みて、主上に請ひて、張釋之を騎郎より徙して、謁者の役に缺けたる跡へ補ひけり、

釋之既朝畢、因前言便宜事、文帝曰、卑之、毋甚高論、令今可施行也、於是釋之言秦漢之間事、秦所以失、而漢所以興者、久之文帝稱善、乃拜釋之爲謁者僕射、

張釋之は、既に參朝して、轉役の御禮を申し上げ畢はりたれば、其の序いでをもて、御前へ進み出で、政務上の便宜の事を言上せしに、孝文帝の曰はく、『成るべく議論を卑近にせよ、甚だ高尚に議論することなかれ、今の時世に施し行ふべからしめよ』と、是に於て、張釋之

なりむと、○又曰はく、錯の傳は、頗る勿々にして、惟々其の君に得られたる處を模寫せるのみと、○陳仁錫の曰はく、袁盎は、巧言の小人なり、子長其の仁賢なきことを知らざらむや、而して其の仁心を賣とすと贊せるは、蓋し其の能く禍災を救ひしことを指して、自ら傷めるならむと、○又曰はく、子長激する所ありて、論を立てしが故に、中を失ふことを免れざるのみと、

は、秦と漢との間の事及び秦の天下を失ひたる譯けと、漢の興りて天下を得たる譯けとを言上せり、其の奏聞に暫く時刻の移りたる後に、孝文帝には、至極尤なりと御譽めありて、張釋之に謁者僕射の役を拜命せしめたまひけり、
 〔註〕茅坤の曰はく、歴官をもて行事を次いでたりと、○凌稚隆の曰はく、此の傳、久之と言へる者五つあり、頃之といへる者三つありと、
 釋之從行、登虎圈、上問上林尉諸禽獸簿、十餘問、尉左右視、盡不能對、虎圈嗇夫從、有代尉對上所問禽獸簿、甚悉、欲以觀其能、口對響應、無窮者、文帝曰、吏不當若是邪、尉無賴、乃詔釋之拜嗇夫爲上林令、

〔註〕虎圈……虎の置き場なり、(左右視)……左右の下役を見廻すなり、(嗇夫)……虎の置き場を掌る役人なり、(觀)……示すなり、(無頼)……頼むべき才氣なきなり、
 或る時、張釋之は、主上の行幸の御供をして、虎の置き場に登りしに、主上には、上林の御苑の尉官に禽獸類を書きたる帳面に就きて、色の御尋ねあること十餘箇條に及びしに、尉官は、少しも心得ずして、左右の下役を見廻したれど、下役も、殘らず心得ずして、對ふること能はざりけり、其の時、虎の置き場を掌る嗇夫の役を勤むる者、尉官の側より、尉官に代はりて、主上より御尋ねになりたる禽獸類の帳面の廉を對ふること、甚だ明細にして、己れの働きを示さむと思ひて、口づから對ふること、響きの聲に應ずるが如く、少しも行き詰まることなかりければ、孝文帝には、満足したまひて曰はく、「役人といふ者は、此のやうなちでは叶はざらむ、尉官は、頼むべき才氣なし」と、斯く仰せられて、御供をしたる張釋之に詔を下したまひて、嗇夫に上林の令の役を拜命せしめられむとせり、
 〔註〕王登の曰はく、嗇夫の利口の情狀を敘せること、甚だ悉くせりと、○廣海の曰はく、史記の張釋之の傳に云はく、吏不當若是邪と、漢書の薛廣德の傳に云はく、曉人不當如是邪と、語意相同じ、皆味ひありと、
 釋之久之前曰、陛下以絳侯周勃何如人也、上曰、長者也、又復問東陽侯張相如何如人也、上復曰、長者、
 〔註〕張相如何……高祖の六年に、中大夫となりて、河間の大守の職をもて、陳豨を撃ちて、力戰したる手柄に依りて、列侯に封せられたる人なり、
 張釋之は、暫く時刻を移して、御前へ進み出で、曰はく、「陛下には、絳侯の周勃は、如何なる人物なりと思し召さるゝか」と、主上の曰はく、「寛大の長者なり」と、張釋之は、又重ねて伺ひて曰はく、「さらば、東陽侯の張相如何、如何なる人物なりと思し召さるゝか」と、主上にも

昭和八年十一月一日 印刷
 昭和八年十一月五日 發行

— 定價 金壹圓五拾錢 —

史記列傳講義



編纂者 興文社編輯所
 代表者 石川寅吉
 發行所 東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
 印刷者 株式會社興文社
 代表者 石川寅吉

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
 振替貯金口座東京一八四四番
 電話浪花(84)一四〇・一八四〇・一八四一番

株式會社 興文社

351

557

終

